

浜田市教育振興計画

平成28年3月



浜田市教育委員会

は じ め に

浜田市教育委員会では、平成 18 年度、「浜田の子どもをどのように育てるのか」を視点におき、学校、家庭、地域、行政がそれぞれ何をなすべきかの方針を示した教育振興計画を策定しました。その後、平成 22 年度には第 2 次教育振興計画を策定し、現在に至っております。

今日の自然環境の変化、人口減少・少子高齢化、産業構造の変化等、私達を取り巻く環境は大きく、急激に変化し続けています。そして、その社会の変化は、教育を取り巻く環境も大きく変化させています。

教育の新しい枠組みへの移行や教育委員会制度の改革は、こういった時代の潮流を受けたものであります。

平成 27 年 4 月に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正法が施行され、浜田市では法施行後、「新教育長の設置」、「総合教育会議の設置」、「教育に関する大綱」の策定等、法の趣旨に則った取組を進め、同年 12 月には、浜田市の教育に関する基本の方針となる浜田市教育大綱を策定し、また、第 2 次浜田市総合振興計画の策定もあり、浜田市の教育の方向性が示されました。

この度策定した教育振興計画は、浜田市の教育の方向を示した教育大綱等の理念を実現するために取り組むべき内容を示した実施計画であり、学校教育、社会教育、スポーツ、芸術文化といった様々な分野の教育の振興を果たすためのアクションプランとして位置付けられます。

教育委員会は、この計画を基にし、浜田市の教育振興に向けて、執行機関として、これまで以上に教育行政の執行責任を果たしてまいり所存であります。

教育関係者、家庭、地域、その他教育に関わる全ての人々に、それぞれの役割をご理解いただき、一体となって浜田の教育を推し進められることを切に願います。

平 成 2 8 年 3 月

浜田市教育委員会
教育長 石 本 一 夫

《 目 次 》

ページ

第1章 序論

1. 新たな計画策定に当たって	2
2. 教育を取り巻く環境の変化	4
3. 計画策定の視点	6

第2章 基本構想

4. 基本理念	8
5. 基本理念と施策の柱	9
6. 教育振興計画の施策体系	10
7. 学校、家庭、地域、行政の役割分担	16

第3章 実施計画

8. 現状と課題、基本方針	18
9. 具体的取組	21

I 学校教育の充実

(1) 生きる力の育成	22
(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進	42
(3) 食育と体づくりの推進	50

II 家庭教育支援の推進

(1) 家庭教育支援の充実	56
(2) 青少年の健全育成	64

III 社会教育の推進

(1) ふるさと郷育の推進	68
(2) 公民館における人材育成と拠点整備	78
(3) 図書館サービスの充実	84

IV 生涯スポーツの振興

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進	92
(2) スポーツ精神の高揚と競技力の向上	96
(3) スポーツ・レクリエーション環境の整備	100

V 歴史・文化の伝承と創造

(1) 芸術・文化の振興	104
(2) 伝統文化の保存と継承	110
(3) 文化財の調査・保存と活用	112
(4) 地域文化の交流拠点づくり	118

第4章 資料編

10. 浜田市教育大綱	122
11. 各種資料等	129
12. その他	141

第 1 章 序論

1. 新たな計画策定に当たって

浜田市教育委員会では、平成 22 年度に浜田市教育振興計画「はまだっ子プラン」(平成 23 年度～平成 27 年度)を策定し、浜田市における教育の振興に向けて取組を進めてきましたが、今年度が計画期間の最終年度となりました。

近年の教育を取り巻く環境の変化は大きく、社会情勢の要請から教育委員会制度の改正が行われ、教育行政に大きな変革をもたらしました。

また、今年度は、第 2 次浜田市総合振興計画の策定及び浜田市教育大綱の策定等教育行政において重要な計画の策定が相次ぎ、これら上位計画等との連動を強化する時機でもありました。

そのため、今回策定する教育振興計画は、今日の教育を取り巻く環境の変化に対応するとともに、市上位計画等の実現をより具体化するための実施計画として策定します。

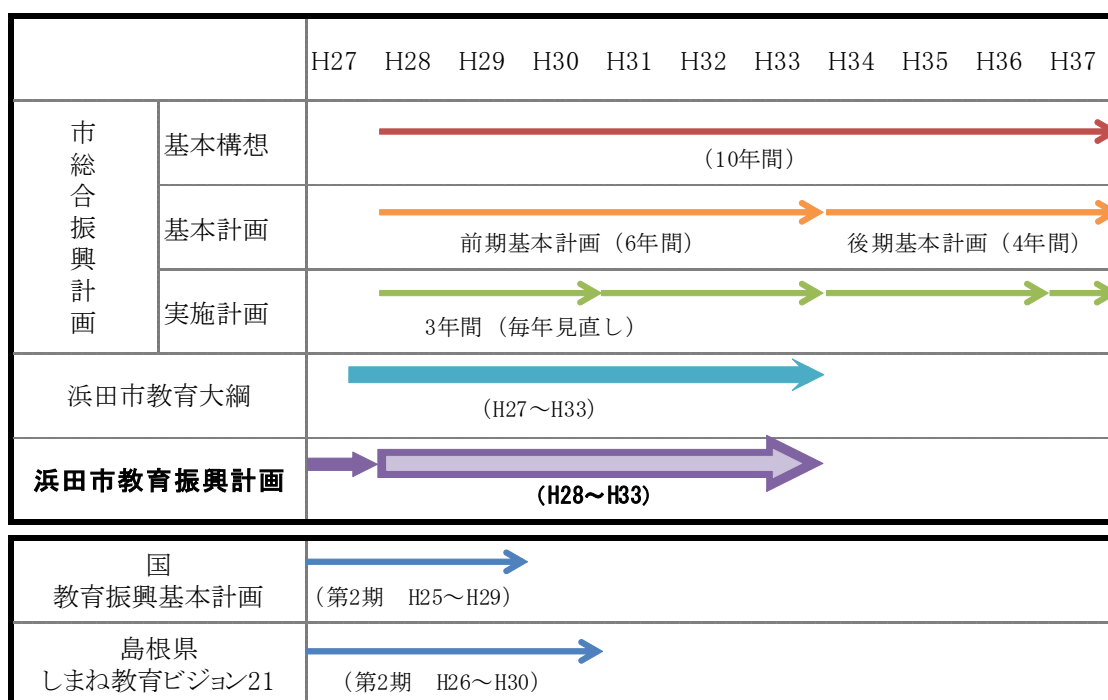
【計画の位置付け】

教育振興計画は、浜田市総合振興計画及び浜田市教育大綱の実現を目指す実施計画(アクションプラン)として位置付けます。

【計画期間】

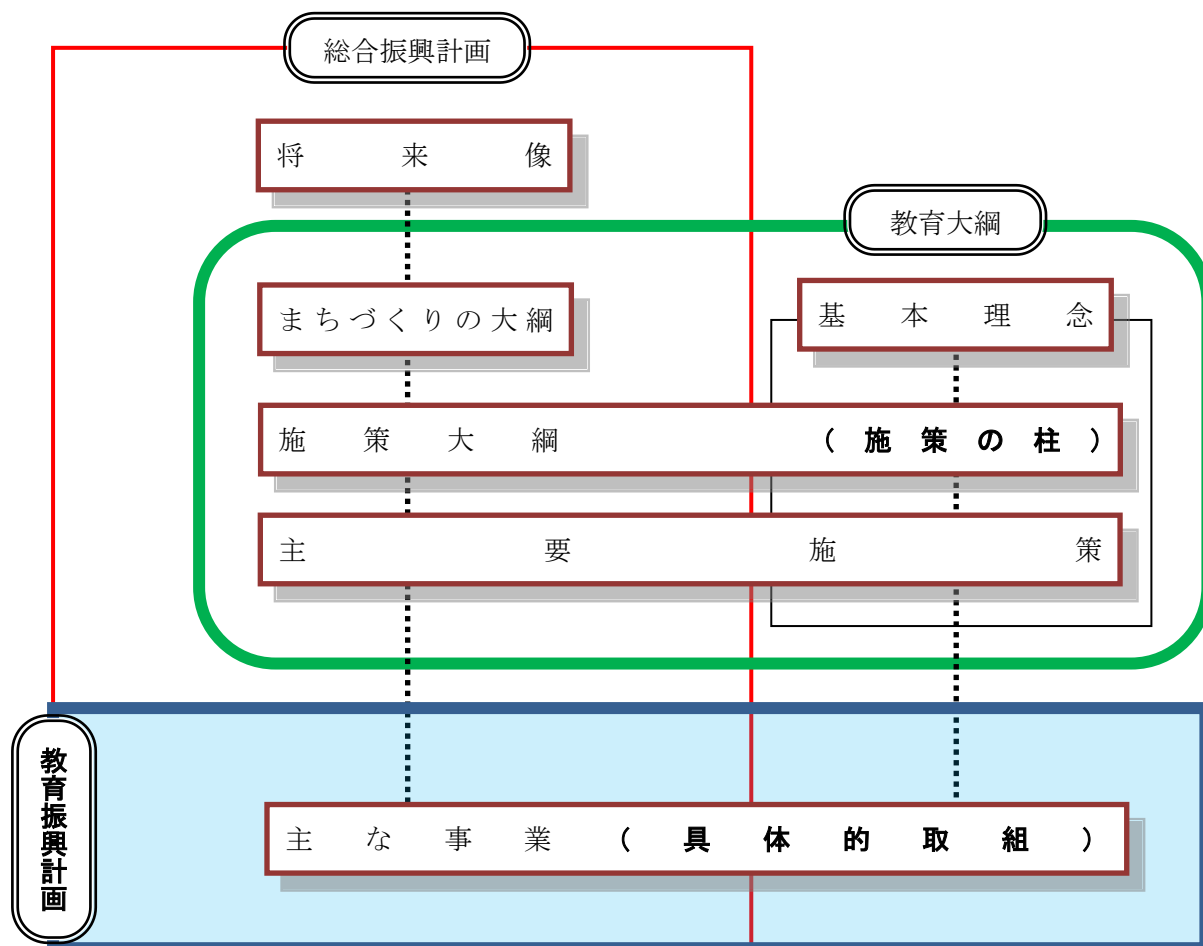
浜田市総合振興計画前期基本計画及び浜田市教育大綱の計画期間を考慮し、6 年間とします。

◎平成 28 年度～平成 33 年度(6 年間)



【他計画との連動】

浜田市総合振興計画（まちづくりの大綱から主要施策までの領域）及び浜田市教育大綱を基本理念として掲げることとし、各計画との整合を図ります。



２．教育を取り巻く環境の変化

近年、自然、社会、経済、外交などさまざまな面で、予想もしなかったできごと、困難な事態が生じています。その多くは正解が準備されておらず、どのように乗り越えてよりよい解決を目指していくのか、私たち一人ひとりが自ら情報を集め、判断して、行動に移していくことを求められるものです。このような中、教育を取り巻く環境は大きく変化しています。

（１）人口減少・少子高齢化

日本の総人口は、平成 20 年をピークとして減少に転じ、今後も減少が続くと予想されます。浜田市においても人口は減少し、生産年齢人口や年少人口の減少、高齢人口の増加といった少子高齢化の進行により、地域社会全体の活力低下が懸念されます。地域住民がより良く暮らすため、社会の発展、活性化に寄与する人材を育成することが求められています。そのためには地域総がかりの教育を推進し、地域の教育力を高めることが重要です。地域の「ひと・もの・こと」といった教育資源を活用した教育活動を取り入れ、ふるさとに対する誇りと愛着の醸成が一層重要になります。さらに地域の伝統・文化等を次世代へ継承していく必要があります。

（２）産業構造の変化

生産年齢人口の減少、グローバル化の進展、絶え間ない技術革新等により産業構造の変化が進み、雇用のあり方も変化してきています。今の子どもたちやこれから誕生する子どもたちが成人して社会で活躍する頃は、雇用環境が大きく変わることになるだろうとの指摘もあります。子どもの時から職業観や生き方を意識し、一人ひとりの学ぶ意欲や学力を向上させると共に、豊かな心と健やかな体を育成し、今後の変化の激しい社会を主体的に切り拓いていくための基盤を養うことが求められています。

（３）教育に対する課題やニーズの多様化

価値観の多様化やライフスタイルの変化などにより、教育に対する課題やニーズが多様化しています。学校では、いじめや不登校などの問題は憂慮すべき状況にあり、家庭や地域社会においては、人と人との関わりの希薄化などが規範意識の低下を招いています。

また、教育上特別な配慮を必要とする児童・生徒の割合や、経済的に支援を必要とする児童・生徒とその保護者の割合は浜田市でも増加しており、一人ひとりのニーズに応じた教育支援の充実が求められています。

さらに、インターネット、携帯電話、スマートフォンなどの情報通信技術が急速に普及し、子どもたちの日常生活に影響を及ぼしています。SNS等によるいじめや犯罪被害が社会問題化している中で、生活習慣、人権尊重、情報モラルの視点から正しい知識の習得と態度の育成が必要となってきました。

（４）新教育委員会制度への移行

国は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正（平成 27 年 4 月施行）し、これまでの教育委員会制度が見直されました。教育委員会委員長と教育長を一本化した「新教育長」の設置、すべての地方公共団体に首長と教育委員会で構成する「総合教育会議」を設置し、教育施策の大綱の策定や教育の条件整備など重点的に講ずべき施策について協議・調整することになっています。

（５）教育の新しい枠組みへの移行

平成 27 年 3 月に学習指導要領の一部改正により、現行の道徳の時間が特別の教科である「道徳」として新たに位置付けられ、「考える道徳」への転換が求められています。また、次期学習指導要領の改訂に向け、平成 26 年 11 月に中央教育審議会に対して初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について諮問がなされました。小中学校で教える知識の質や量の改善とともに課題の発見と解決に向けての主体的・協働的に学ぶ学習の重要性が指摘されており、教員の授業改善や指導力の向上が求められています。

3. 計画策定の視点

浜田市総合振興計画及び浜田市教育大綱の基本理念を実現するために、5つの施策の柱を定め、その施策に基づいて具体的な取組を定めます。

教育振興計画は、その実施計画（アクションプラン）として位置付けます。各取組に目標を設定することにより、各年度の進捗状況管理を行い、より具体的で実効性のある計画とします。

また、教育振興計画は、学校教育、家庭教育支援、社会教育、スポーツ振興、文化振興といった様々な分野において教育の振興を図ることを目的としていますが、各施策においては浜田の子どもをどのように育てるのかといった「子どもの育ち」を軸とした視点を欠くことはできません。「子どもの育ち」を軸とした視点を次のとおり定め、各施策の事業実施につなげてまいります。

【5つの視点】

- (1) 人は人と関わる中で「自分も役に立つ人間だ」と感じることで成長していくこと。
- (2) 礼儀、作法、あいさつ、しぐさ、モラル、ルール、しつけ、道徳、倫理観、生活行動・動作、思いやりといった、「ふるまい」の向上が必要であること。
- (3) 教育が目指すものは、一人ひとりの個性が尊重される環境の中で、個人の特性を伸ばしながら自立へと導く「個」の面と、社会の形成者の一員としての自覚を育む「公共」の面の両面があること。
- (4) 教育効果を高めるには、幼児期から学校教育、社会教育へとつなぐ生涯を通じた学習を強化する「縦」のつながりと、家庭・学校・地域社会がそれぞれの役割をしっかりと担いながら対応する「横」の連携が欠かせないものとなっていること。
- (5) 教育には、常に時代を越えて変わらない、変わってはならない「不易」(※1)の部分と、時代の移り変わりや社会の変化・多様化に対応していく「流行」(※2)の部分があること。

※1 「不易」 変わらないこと。どんなに世の中が変化し状況が変わっても絶対に変わらないもの、変えてはいけないもの。

※2 「流行」 変わること。社会や状況の変化に従ってどんどん変わっていくもの、あるいは変えていかなければならないもの。

第 2 章 基本構想

4. 基本理念

教育振興計画における基本理念とは、教育大綱に掲げる理念を指します。

教育大綱理念

「夢を持ち郷土を愛する人を育みます」

自ら学び高めあう学習活動を推進し、郷土に誇りを持った次世代を担う人づくりを目指します。

施策の柱

I 学校教育の充実

子どもの「生きる力」を育むため、学ぶ意義を深め、学ぶ意欲を高めるとともに、学習の基礎となる国語力の向上に努め、基礎学力の向上に加え、思考力、判断力、表現力などの幅広い学力の向上を図ります。

II 家庭教育支援の推進

子どもを取り巻く環境の変化を受け、家庭、学校、地域が一体となり、次世代を担う子どもの育ちを支えるため、家庭教育支援の充実と青少年の健全育成を進めます。

子育てにおける「親としての役割」や「子どもへのかかわり」について、気づきを促す学習機会を提供し、家庭教育支援を推進します。

III 社会教育の推進

「ふるさと郷育」を通して、子どもの生きる力を育成し、ふるさとを愛する心を育てます。また、子どもの育ちを地域ぐるみで支えることで、地域人材の育成支援や地域の活性化を進めます。

IV 生涯スポーツの振興

幼児から大人まで、それぞれの世代に応じた心身の健康を養うスポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、スポーツ精神の高揚や競技力の向上を図ります。

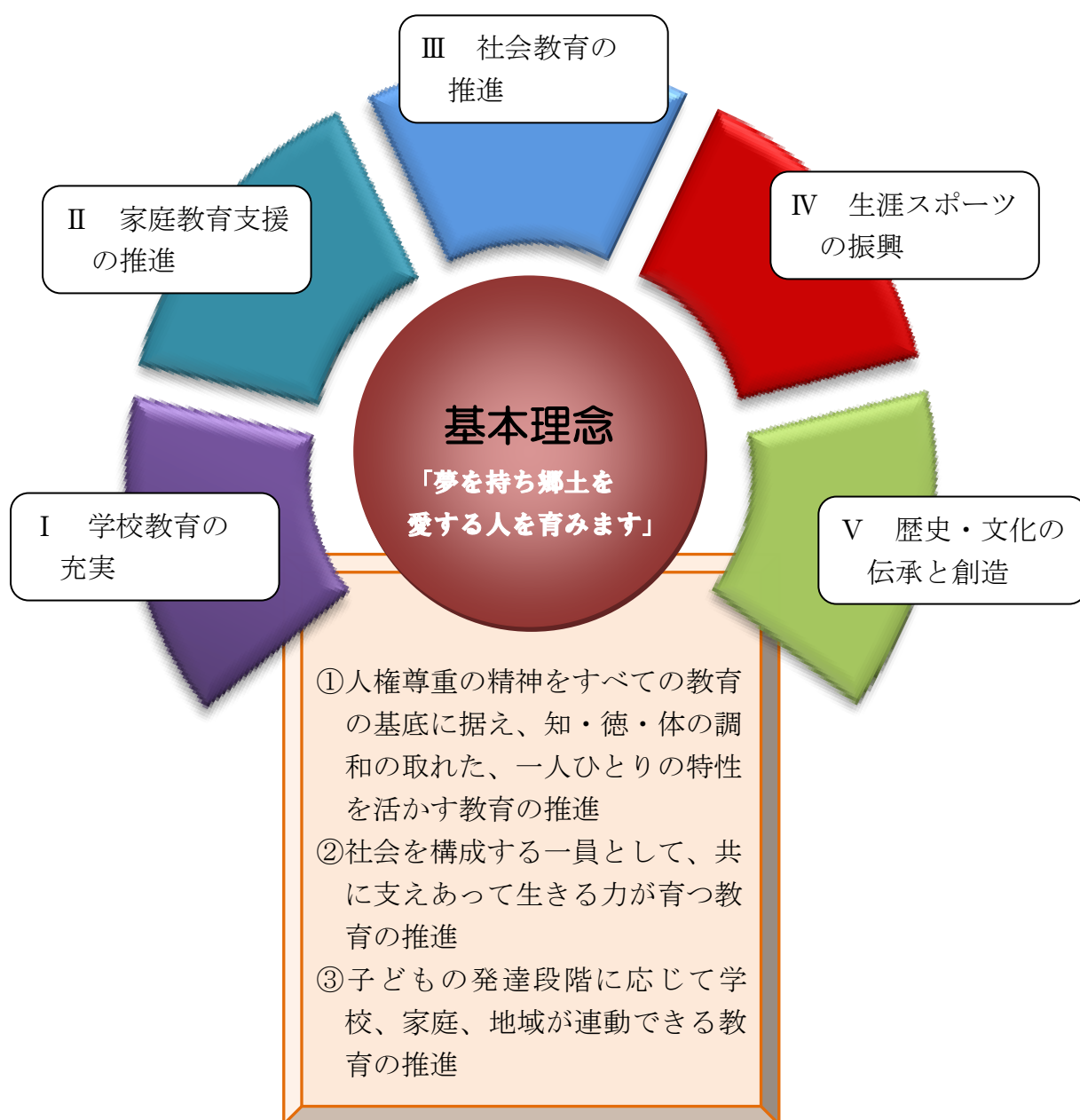
V 歴史・文化の伝承と創造

郷土の歴史や文化・芸術をより身近に感じ、楽しみながら豊かな心を創造できるよう、文化・芸術活動の活性化を図ります。また、伝統文化や文化財等の保存や活用とともに次世代への継承を図ります。

5. 基本理念と施策の柱

基本理念は、教育行政が目指す教育の姿を表すものであり、その基本理念は「人権尊重」、「共生」、「学校、家庭、地域の連動」の3つの「教育の推進」により形作られています。

また、この3点からなる基本理念を体現するために、5本の施策の柱が定められています。



6. 教育振興計画の施策体系

【教育振興計画施策体系図】

総合振興計画及び教育大綱から教育振興計画までを体系化して図示すると、このとおりとなります。



【主要施策と具体的取組一覧】

基本理念	施策の柱	主要施策	具体的取組
------	------	------	-------

「夢を持ち郷土を愛する人を育みます」	「学校教育の充実」	(1) 生きる力の育成	郷 育	①ふるさと郷育の推進
				②キャリア教育の推進
				③自然体験活動の推進
			学 力 向 上	④学力向上総合対策事業
				⑤小中連携教育推進事業
				⑥外国語指導助手の招致
				⑦土曜学習支援事業
				⑧学校司書等配置事業
				⑨学校支援員配置事業
				⑩小中学校一斉学力調査等実施事業
			教 育 環 境	⑪ I C T 教育整備事業
				⑫特色ある学校づくりの推進
				⑬学校事務の共同実施
				⑭学校施設整備事業
				⑮学校統合計画策定
			学 校 安 全	⑯児童生徒の安全で安心な環境の確保
			幼 児 教 育	⑰幼児教育の充実
				⑱幼児教育の環境整備
		(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進	問 題 行 動 対 応	①児童生徒健全育成事業
				②問題行動、いじめ等の指導相談
				③親学プログラムの実施
			特 別 支 援	④特別支援教育推進事業
			貧 困 対 策	⑤要保護・準要保護児童生徒就学援助
			人権・同和教育	⑥人権意識高揚の推進
		(3) 食育と体づくりの推進	食 育	①食育推進事業
				②学校給食での地産地消の推進
			体 育	③学校体育大会支援事業
			保 健	④学校保健・環境衛生の充実

基本理念

施策の柱

主要施策

具体的取組

「夢を持ち郷土を愛する人を育みます」

Ⅱ 家庭教育支援の推進

(1) 家庭教育支援の充実

家庭教育支援

①親学プログラムの実施 **【再掲】**

②家庭教育支援チームの結成

③つなぐ、つながる事業

④「家読（うちどく）」の推進

P T A 連 携

⑤P T A活動との連携強化

(2) 青少年の健全育成

健全育成

①関係協議会等への補助事業

②青少年団体育成補助事業

③青少年自立支援事業

基本理念

施策の柱

主要施策

具体的取組

「夢を持ち郷土を愛する人を育みます」

目 社会教育の推進

(1) ふるさと郷育の推進

郷 育

①「浜田市の人物読本」の活用

②ふるさと再発見事業

③ふるさと教育推進事業

④自然体験活動の推進

⑤土曜学習支援事業 【再掲】

教 育 支 援

⑥つなぐ、つながる事業 【再掲】

⑦学校支援・放課後支援・家庭教育支援事業

(2) 公民館における人材育成と拠点整備

公 民 館
活 動

①公民館活動推進事業

②地域課題の解決支援事業

③人権・同和問題学習活動

公 民 館 整 備

④公民館施設整備事業

(3) 図書館サービスの充実

図 書 館
サ ー ビ ス

①多様な分野の図書の充実

②レファレンスサービスの充実

③「特集展示」コーナーの充実

④ボランティア登録者数の増加

⑤移動図書館車・簡易閲覧所の運用

⑥子どもの読書週間、秋の読書週間での読書活動推進事業

⑦電子書籍などの新たな情報への対応

基本理念

施策の柱

主要施策

具体的取組

「夢を持ち郷土を愛する人を育みます」

生涯スポーツの振興

(1)
スポーツ・レ
クリエーショ
ン活動の推進

ス ポ ー ツ
推 進

①総合スポーツ大会の開催

②浜田市体育協会によるスポーツ振興事業

③「体操のまち 浜田」振興事業

(2)
スポーツ精神
の高揚と競技
力の向上

競 技
ス ポ ー ツ

①「J F A夢の教室」の開催

②トップアスリートなどの各種スポーツ教室の開催

(3)
スポーツ・レ
クリエーショ
ン環境の整備

ス ポ ー ツ
環 境 整 備

①学校開放事業

②運動施設整備事業

軽スポーツ

③軽スポーツ活動の推進

基本理念

施策の柱

主要施策

具体的取組

「夢を持ち郷土を愛する人を育みます」

＜ 歴史・文化の伝承と創造

(1)
芸術・文化の
振興

文 化

①石央文化ホールの管理運営

芸 術

②世界こども美術館の管理運営

③石正美術館の管理運営

文 化 振 興

④市民による文化活動への支援

⑤子どもを育む文化振興

(2)
伝統文化の保
存と継承

伝 統 文 化

①伝統文化の保存と継承

(3)
文化財の調査
・保存と活用

文 化 財
保 護

①文化財の収集・保存

②文化財の活用

③各指定文化財の管理

調 査 研 究

④市内遺跡発掘調査事業

⑤市誌編纂事業

(4)
地域文化の交
流拠点づくり

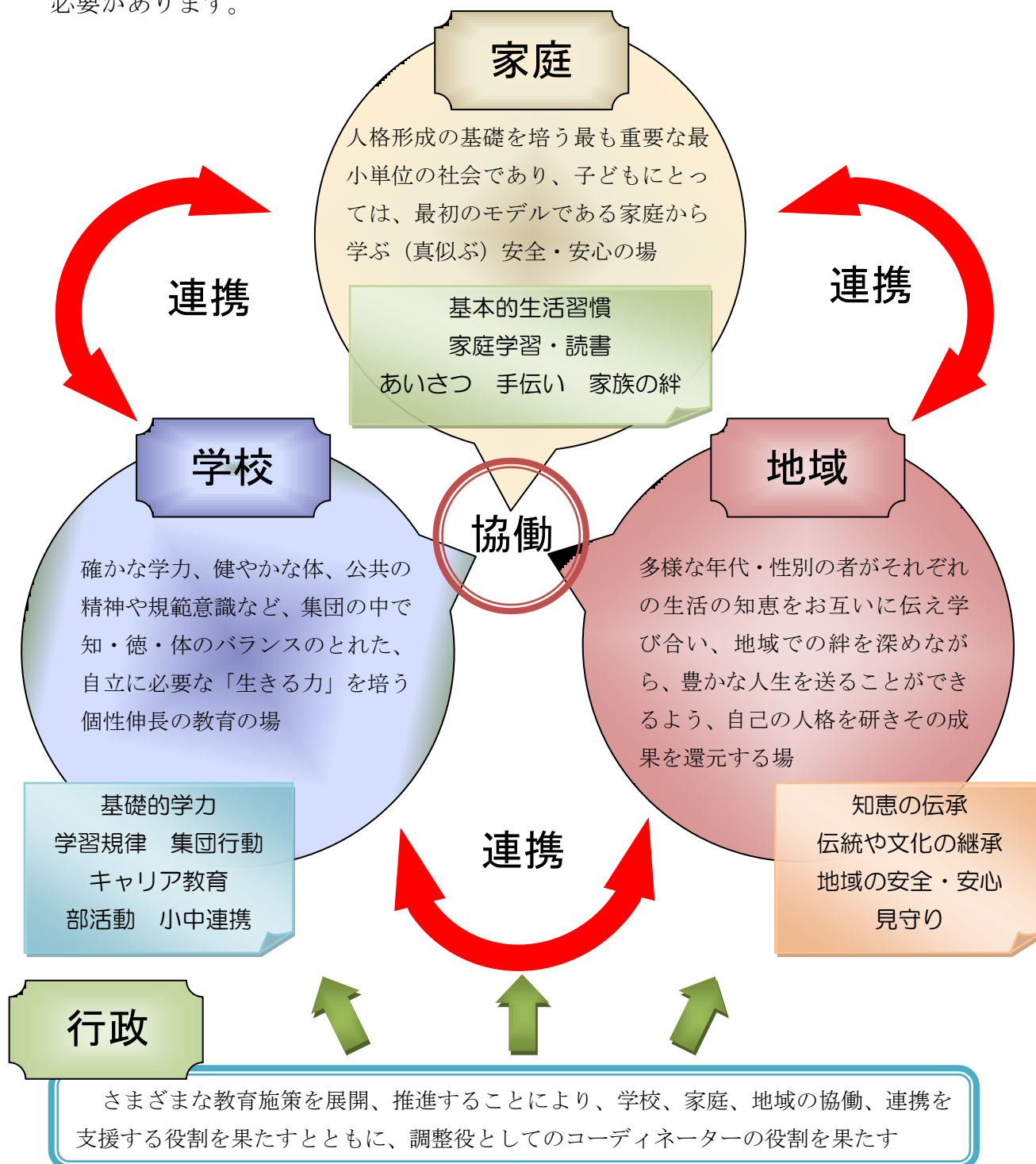
浜 田 城
周 辺 整 備

①（仮称）浜田歴史神楽資料館整備事業

②浜田城周辺整備事業

7. 学校、家庭、地域、行政の役割分担

基本理念の実現のためには、学校、家庭、地域、行政の役割分担の明確化と連動が必要です。教育振興計画の推進体制を構築するにあたっては、このことを常に意識して取り組まなければなりません。学校、家庭、地域が一体となって、取り組んでいく必要があります。



第 3 章 実施計画

8. 現状と課題、基本方針

基本理念を体現するために、「Ⅰ 学校教育の充実」、「Ⅱ 家庭教育支援の推進」、「Ⅲ 社会教育の推進」、「Ⅳ 生涯スポーツの振興」、「Ⅴ 歴史・文化の伝承と創造」の5本の施策の柱が定められています。

それぞれの施策の柱における現状と課題を認識し、事業実施にあたっての今後の基本的な方向性を示しています。

Ⅰ 学校教育の充実

現状と課題

- ◎ 学校教育は、将来を担う子どもの学力や豊かな心、健やかな体力を育む役割を果たしており、「生きる力」を育成することがより重要となっています。
- ◎ 各学校では、学力の向上を図るとともに、子どもの能力や興味を引き出すよう、これまで以上に一人ひとりに応じた指導が重要となっています。
- ◎ 老朽化した教育施設について、整備・改修を検討する必要があります。

基本方針

- ◇ 子どもの「生きる力」を育むため、学ぶ意義を深め、学ぶ意欲を高めるとともに、基礎学力の向上に加え、思考力、判断力、表現力等の幅広い学力の向上を図ります。
- ◇ 人権意識や道徳心の育成を根底に、一人ひとりを大切にする教育を推進します。
- ◇ 健全な体づくりと食育を推進します。

Ⅱ 家庭教育支援の推進

現状と課題

- ◎ 家庭環境の変化やライフスタイルの多様化に伴い、家庭や地域における教育力の低下が懸念されており、地域ぐるみで子どもの育ちを支える取組を推進する必要があります。

- ◎ 子どもたちを取り巻く環境の変化を受け、行政による様々な教育施策の展開・推進とともに、学校、家庭及び地域住民がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で子どもの育ちを支えるための連携・協働の取組の充実が必要です。

基本方針

- ◇ 学校、家庭、地域が一体となって次世代を担う子どもの育ちを支える気運を醸成し、家庭教育支援の充実と、青少年の健全育成を進めます。

Ⅲ 社会教育の推進

現状と課題

- ◎ 子どもたちの自然体験や社会体験の不足から、善悪の判断や規範意識の低下など、家庭や地域での教育力の低下が懸念されています。
- ◎ 地域住民がより良く暮らすため、地域課題の解決に向けた学びを通して、地域社会の発展、活性化に寄与する人材を育成することが求められています。
- ◎ 図書館の資料提供機能の充実とともに、利用者の多様化するニーズに応じたサービスが必要になっています。

基本方針

- ◇ 子どもたちの郷土愛の心を育む「ふるさと郷育」を推進します。
- ◇ 住民自治意識の高い人々や団体を育成するとともに、公民館施設の整備を進めます。
- ◇ 図書館の資料や情報提供の充実に努めるとともに、市民が憩い、交流し、ひとづくり、まちづくりに資する図書館を目指します。

Ⅳ 生涯スポーツの振興

現状と課題

- ◎ 市民のスポーツに対するニーズや関わり方は、高度化・多様化しています。
- ◎ 一人ひとりのライフスタイルに応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会の実現が求められています。

- ◎ 各スポーツ施設の老朽化に伴い、施設の移設を含め、整備・改修を検討する必要があります。

基本方針

- ◇ 幼児から高齢者までのそれぞれの世代に応じた心身の健康を養うスポーツ・レクリエーション活動を推進します。
- ◇ 各種スポーツ少年団や競技団体等と連携し、スポーツ精神の高揚と競技力の向上を図ります。
- ◇ 高齢者をはじめとした市民が気軽にスポーツに親しむことができる環境を整備します。

V 歴史・文化の伝承と創造

現状と課題

- ◎ 市民が歴史や文化・芸術をより身近に感じ、楽しみながら豊かな心を創造できるよう、市民参加型のイベントなどを実施し、文化・芸術活動の活性化を図る必要があります。
- ◎ 本市の石見神楽をはじめとする伝統文化や天然記念物、史跡等の多くの文化財を保存し、活用するとともに、次世代へ継承していく必要があります。
- ◎ 石央文化ホールや美術館、資料館などの文化芸術活動施設は、利用者が減少傾向にあり、魅力ある企画や展示を行うとともに子どもの頃から芸術文化に親しめる環境づくりを推進する必要があります。

基本方針

- ◇ 市民が日常的に芸術・文化に触れられる環境づくりを進めるとともに、市民が主体となった文化活動を推進します。
- ◇ 郷土の歴史や文化財の調査、保存、管理を行い、潤いとゆとりを育み、地域性に富んだ文化の振興に努めます。
- ◇ 平成 31 年の浜田開府 400 年を迎えるにあたり、地域の歴史・文化の保存と振興に努めます。

9. 具体的取組

施策の柱毎の「現状と課題」、「基本方針」を踏まえ、具体的に取り組む事業等を示すとともに、その事業等の概要、計画期間中に取り組む主なもの、現状と課題、取組による到達目標等を項目別に掲載しています。

①	項目 ①食育推進事業	I－(3)－① 教育総務課
②	内容 【概要】 朝ご飯をしっかり食べることは、集中力や記憶力を向上させ日々の学習にも影響を与える。また、家族や仲間と一緒においしく楽しく食べることで、食の楽しさを実感し、精神的な豊かさをもたらし、安定した人間関係が形成される。 これらの健全な食生活を実践することができる子どもを育てるため、旬の味、地域の味、家庭の味など、自然の恵みにあふれた浜田のさまざまな資源を活かした食育を推進する。 【主な取組】 ◎たより等での報告、給食での朝ご飯献立の実施、食の指導（保護者試食会、学級活動、教科、委員会活動等） ◎和食中心の献立、浜田郷土料理、行事食、バイキング給食等の実施 ◎交流給食、地域の方との行事体験（七夕、お月見、餅つき、竹輪作り） ◎調理実習、お弁当の日、マイおにぎりの日、和食料理講習等	
③	現状と課題 【現状】 朝食を食べないときがある小中学生の割合が 10%を超えている。 【課題】 朝食を食べないときがある家庭への啓発方法とその内容が課題となる。	(小 15.4%) (中 11.0%)
④	目標 家庭への啓発を強化する等し、朝食を食べないときがある小中学生の割合を 0 とする。	(小 0%) (中 0%)
⑥	対象 未就学児・ <u>小学生</u> ・ <u>中学生</u> ・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

①：対象となる事業等は、総合振興計画の「主な事業・取り組み」に掲載された事業及び本計画において定めた事業等です。

②：対象事業の概要説明及び計画期間中において取り組む内容の説明です。

③：対象事業の現在の状況及び課題です。

④：計画終了段階（平成 33 年度まで）における到達目標です。

⑤：目標を数値化する場合は、右欄の（ ）内に数値を記載しています。

⑥：対象事業の対象者を□で囲んでいます。

※高齢者：65 歳以上 成人：高齢者及び大学生以外の 20 歳以上

I 学校教育の充実

(1) 生きる力の育成

ふるさとの教育資源を活用し、学ぶことと社会とのつながりを意識した教育を行います。地域住民・企業と協力し、ふるさを愛し、ふるさに貢献しようとする人材育成を図ります。

思考力・判断力・表現力の向上に努めるとともに、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探求する力を育むため、言語活動の充実やその基盤となる国語力の向上に努めます。

教員の資質向上に努めるとともに、学力調査の実施を通して実態を把握し、基礎学力の定着、小中学校9年間を見通した教育を推進する等、本市の教育力の向上を目指します。

また、安全で安心な教育を推進するため、学校教育施設等の環境整備に努めます。

総合振興計画目標

目標	現状値	目標値	目標の説明
「総合的な学習の時間」で学習したことが普段の生活や社会に出たときに役立つと思う子どもの割合の増加	平成26年度	平成33年度	全国学力・学習状況調査による肯定率
	小6 83.5% 中3 74.1%	小6 90.0% 中3 80.0%	
「総合的な学習の時間」において、自分で調べ学習活動に取り組んでいると思う子どもの割合の増加	平成26年度	平成33年度	全国学力・学習状況調査による肯定率
	小6 57.7% 中3 52.7%	小6 65.0% 中3 60.0%	

具体的取組

項目	①ふるさと郷育の推進	I-(1)-① 生涯学習課
内容	【概要】 浜田市は、ふるさと教育の「教」の字を「郷里」の「郷」の字に置き換えた「郷育」という言葉を用いて、「ふるさと郷育(きょういく)」を推進し、子どもたちに、ふるさとに愛着や誇りを持たせ、将来地元で働きたい、地元に住みたい、という気持ちを育てる。いったんは都会などに出ても、いつかは地元に戻りたい、地元に貢献したいという気持ちを育てることが重要と考える。 については、子どもの頃から豊かな自然の中での体験活動を行ったり、地域の行事へ参加することで長く受け継がれた伝統・文化に触れる機会を持たせ、地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動を通じて、ふるさとを愛する心が育つよう地域ぐるみで子どもを育む取組を推進する。 【主な取組】 ◎「浜田市の人物読本 ふるさとの50人」の活用事業 ◎ふるさと再発見事業 ◎つなぐ、つながる事業 ◎ふるさと教育推進事業(県委託事業)  ふるさと再発見事業 中学校区を単位としたお宝や資源(ひと・もの・こと)を活かした体験型学習プログラム。写真は金城中学生が地元の農園で学んでいる様子。	
現状と課題	【現状】 中学校区におけるふるさと郷育推進ネットワーク会議の数は7校区ある。 【課題】 学校・家庭・地域が相互に連携し、家庭教育支援・学校支援・放課後等支援に取り組み、子どもも地域も高まり合うことが必要である。	(7校区)
目標	中学校区におけるふるさと郷育推進ネットワーク会議の数を全校区に広げ、それぞれの校区において地域ぐるみで子どもを育む体制を整備する。	(9校区)
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	②キャリア教育の推進	I－(1)－② 学校教育課
内容	【概要】 夢や希望をもち、ふるさとを愛し、力強く未来を切り拓くことのできる児童・生徒の育成を目指して、子どもたちの社会的・職業的自立に向けて、必要な基盤となる資質、能力、態度を育むキャリア教育を推進する。 【主な取組】 ◎キャリア教育の視点をあてた授業の推進 ◎小中学校の系統を踏まえ、ふるさとの教育資源を活用した体験活動の推進 ◎学校における社会見学・職場体験事業 ◎学校出身者や働いている人の講話	
現状と課題	【現状】 キャリア教育に視点をあてた研究授業が行われており、ふるさとの教育資源を活用し、小中9年間を見通した体験活動の全体計画が中学校区ごとに作成されている。 【課題】 体験活動をキャリア教育の視点から有効に生かしながら推進していくため、学校や家庭、地域、行政が連携・協働した中学校区ごとのネットワークを構築していく必要がある。	
目標	キャリア教育推進ネットワークを中学校区ごとに構築する。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	③自然体験活動の推進	I－(1)－③ 学校教育課
内 容	【概 要】 子どもたちが、地域の豊かな自然にふれあう体験やそのための地域資源を利用する体験などを通して、自然に感動する心、ふるさとを愛する心の育成を図る。 また、日常では経験できない宿泊を含む体験活動、集団活動を行うことで、人間関係のつくり方、公衆道徳、規範意識などを身につけるとともに、感動する心、コミュニケーション力、社会性、思いやりの心などの生きる力を育む一助とする。 【主な取組】 ◎夏休みを利用した浜田広域圏（浜田・江津）子ども交流事業（宿泊体験活動）	
	現 状 と 課 題	【現 状】 子ども交流事業は、江津・浜田の小学校高学年を対象として両市の資源を活用した宿泊体験事業を実施して、社会性や思いやりの心、規範意識などの生きる力を育むことにも寄与している。 【課 題】 郷土を愛する人づくりの視点からさらに地域資源を活用した体験活動の充実が必要である。
目 標	地域にある様々な資源を知ることやふるさとを愛する心を育むとともに、社会性や思いやりの心、規範意識などの生きる力を育む。	
対 象	未就学児・<u>小学生</u>・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	④学力向上総合対策事業	I－(1)－④ 学校教育課
内 容	【概要】 教育施策の改善、教育指導の改善を図るため、全国学力・学習状況調査結果等から学力や学習状況を把握・分析し、課題に対する総合的な取組を行う。 【主な取組】 ◎国語教育の充実 ◎授業力向上研修 ◎学校図書館活用教育研究指定校 ◎協調学習（新しい学びプロジェクト）の推進  学校図書館活用教育・協調学習 学校図書館の資料を活用して調べた情報をもとに、課題に対して自分の言葉で説明したり、友だちの説明を聞いたりして、主体的・協働的な課題解決を目指す学習を行う。	
現状と課題	【現状】 全国学力・学習状況調査では、国語A・B、算数・数学A・B問題について平均正答率が県平均、全国平均を下回っているものが多い。 【課題】 基礎基本の定着と思考力・判断力・表現力を育成するため、学習の基盤となる国語力の育成が必要である。学習状況については家庭学習の充実、メディアとの適切な関わり、課題解決的な学習の充実が課題である。	
目標	全国学力・学習状況調査における国語A・B、算数・数学A・B問題の浜田市平均正答率が県平均を上回る。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	⑤小中連携教育推進事業	I－(1)－⑤ 学校教育課
内容	【概要】 9つの中学校区をそれぞれのブロックとして、地域実態に合わせた小中連携教育の推進を図る。子どもの発達段階ごとの課題を共通理解し、小中学校が9年間を見通して互いに連携する中で、学校・家庭・地域が一体となった教育を展開する。 【主な取組】 ◎ノーメディア（アウトメディア）運動などの生活習慣づくり ◎小学校間、小中学校間の交流授業や交流活動 ◎小中連絡会 ◎9年間の系統を踏まえたふるさと教育 ◎小中連携による「家読（うちどく）」の推進	
現状と課題	【現状】 これまでの小中連携教育の取組により中1ギャップの解消に成果がみられた。生活習慣づくりや家庭学習の充実に向けての取組も積極的に行われている。 【課題】 全国学力・学習状況調査から家庭学習時間やメディア接触時間に課題がある。生活習慣づくりや家庭学習の充実に向けて小中学校が連携した取組を継続していく必要がある。	
目標	中学校区での家庭学習時間とメディア接触時間の目標値を設定して目標値の達成を図る。	
対象	未就学児・ 小学生 ・ 中学生 ・高校生・大学生・成人・高齢者・（ PTA ）	

項 目	⑥外国語指導助手の招致	I－(1)－⑥ 学校教育課
内 容	【概 要】 小学校の外国語活動において、異文化交流による国際理解の推進とコミュニケーション能力の育成を図るとともに、中学校での外国語教育の充実と国際交流の充実を図る。 異文化交流や生の外国語に触れるため、外国語指導助手（A L T）を市内の小中学校での外国語活動や英語の授業で活用するとともに、学校外においてもA L Tを活用した異文化交流や国際理解を市民も含めて実施している。 【主な取組】 ◎外国語指導助手（A L T）招致事業 ◎小学校外国語活動サポーター配置事業	
現 状 と 課 題	【現 状】 現在は7名のA L Tを招致し、市内の全ての小中学校の授業等へ派遣して外国語指導の支援を行っている。 A L T7名の内訳（J E Tプログラム4人、民間事業者3人） また、小学校の外国語活動においては、A L Tの他に外国語サポーターを配置して活動の円滑な実施を図っている。 【課 題】 次期学習指導要領の改訂による小学校5・6年生の英語の教科化、3・4年生の外国語活動への対応を図る必要がある。	
目 標	平成30年度中に民間事業者からのA L T確保を図る。 次期学習指導要領改訂で小学校における英語が教科化された場合に対応できる体制を確保する。	
対 象	未就学児・ <u>小学生</u> ・ <u>中学生</u> ・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	⑦土曜学習支援事業	I-(1)-⑦ 生涯学習課
内容	【概要】 浜田市の児童・生徒を地域で育むことに合わせ、学力向上に資するため、週休2日制となっている土曜日の一部を利用して児童・生徒の学習の場を提供する。 内容は、中央図書館多目的室を利用し、希望する中学生を対象に教育職員免許所有者等による自学（数学・英語）支援と、公民館で小学生を中心とした、体験学習・学習支援の2つの取組を行う。 また、いずれも、個別に丁寧な指導が必要な場合などに応じられるよう、県立大学生を指導者の補助として配置する。 【主な取組】 ◎土曜学習支援事業（学力向上・体験活動等）	
現状と課題	【現状】 中央図書館を会場とする1会場と、公民館が主体となって行う土曜学習の会場2会場で実施している。 【課題】 公民館がコーディネートして行う土曜学習の充実が必要である。	公民館主体 (2会場)
目標	公民館が主体となって行う土曜学習について、子どもたちの土曜日の充実、地域の多様な経験・技能を持つ人材の掘り起こしや地域の教育力の強化、家庭学習の機会としての学習習慣の定着を図り、学力の向上の一環とする。	公民館主体 (9会場)
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	⑧学校司書等配置事業	I－(1)－⑧ 学校教育課
内容	【概要】 各小中学校に学校図書館司書又は学校図書館支援員を配置し、学校における読書活動の推進と学校図書館を活用した課題解決的な学習や探究的な学習の推進を図る。 【主な取組】 ◎読書活動の普及・推進 ◎調べ学習など書籍資料等を活用した学習の支援 ◎学校図書館活用研修会	
現状と課題	【現状】 市内の全ての小中学校に学校図書館司書あるいは図書館支援員を配置している。 全国学力・学習状況調査結果から、全国に比べ学校図書館の利用が多いことが分かる。 【課題】 思考力・判断力・表現力を育むため、読書活動の推進や課題解決的、探究的な学習の充実が一層求められている。	
目標	引き続き、市内の全ての小中学校に学校図書館司書あるいは図書館支援員を配置し、年間の学校図書館貸出冊数を維持する。	(小 60 冊) (中 15 冊)
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	⑨学校支援員配置事業	I－(1)－⑨ 学校教育課
内容	【概要】 各小中学校に学校支援員を配置し、特別な支援を必要とする児童・生徒の支援を行う。また、県大生による学習支援員を配置し、放課後の学習支援を行う。 【主な取組】 ◎学習支援 ◎生活支援	
現状と課題	【現状】 通常学級における特別な支援を要する児童・生徒は増加しており、市内小中学校全てに支援員を配置して支援している。 放課後の学習支援については、県立大学へ委託し、希望する小中学校で実施している。 【課題】 特別支援教育に対する保護者等の理解を得ることが難しい場合がある。支援対象の児童・生徒が多く在籍する場合などには、支援員による支援の限界もある。	
目標	特別な支援を要する児童・生徒の安定を図り、教員の負担を軽減するとともに、学級経営の円滑化を図る。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	⑩小中学校一斉学力調査等実施事業	I－(1)－⑩ 学校教育課
内容	【概要】 小学校3年～6年、中学校1・2年を対象とした島根県学力調査を実施する。 小中学校に学習プリント配信システムを実施し、家庭学習や授業での反復学習として、学校のインターネットから問題プリントを印刷して活用できるようにする。 【主な取組】 ◎調査結果の分析、授業等の取組の改善 ◎学習プリント配信システムの問題プリント活用支援	
現状と課題	【現状】 全国及び島根県の学力調査により児童・生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図っている。基礎基本の定着や家庭学習の充実が課題となっており、反復学習の支援が必要である。 【課題】 これまで4月に実施されていた島根県学力調査が平成27年度より12月に実施されることになり、学力調査を活用した新たなPDCAサイクルを確立する必要がある。	
目標	4月の全国学力調査、12月の島根県学力調査を活用したPDCAサイクルにより取組の改善を行い、学力向上を図る。	
対象	未就学児・ <u>小学生</u> ・ <u>中学生</u> ・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	⑪ I C T 教育整備事業	I - (1) - ⑪ 学校教育課
内 容	【概 要】 全小中学校における I C T 機器の整備と、教員に対して I C T 機器活用にかかる研修を通して支援を図り、授業力向上につなげることを通して、21 世紀にふさわしい学校教育を実現できる環境を整える。 【主な取組】 ◎パソコン機器及び教育支援ソフトの更新 ◎校内無線 L A N の普及 ◎ I C T 教育研究指定校  I C T 教育 全ての学校で電子黒板が活用できる環境が整っており、教材や発表資料の提示などで活用している。また、無線 L A N 環境の構築のためモデル校を指定して研究を推進する。	
現 状 と 課 題	【現 状】 各小中学校にはパソコン教室が設置されている。機器の進歩により、I C T 機器を活用した視覚化・動画等による分かりやすい授業、興味関心を高める授業、子どもどうして教え学び合う学習などに効果のある教育の情報化が一層求められている。 【課 題】 小学校でのパソコン教室のパソコンが老朽化している。 普通教室における I C T 機器の整備率が低い。校内無線 L A N 環境が整っていない学校がほとんどである。 授業での活用についても個人差が大きく、活用できるよう研修を行う必要がある。	(小 16 校) (中 9 校)
目 標	全小中学校で、無線 L A N 環境下で I C T 機器を活用した授業を各教室で行える環境を整える。	(小 16 校) (中 9 校)
対 象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	⑫特色ある学校づくりの推進	I－(1)－⑫ 学校教育課
内容	【概要】 特色ある教育あるいは特色ある学校づくりに資するため、学校が存在する地域の特性や学校の教育目標などに即して、各校ならではの独自の取組を推進するための支援を行う。 【主な取組】 ◎学校の独自性を活かした取組の支援実施（学校裁量予算の確保） ◎教育研究等の学校の指定及び支援の実施	
現状と課題	【現状】 県又は市により教育研究等の指定校を選定し、その研究等の推進に必要な支援を行っている。 【課題】 従来も学校独自の取組に対して支援が行われていたが、一部の地域に限定で実施されていた。	
目標	新たに全ての学校の独自の取組に対して学校の裁量により活用できるような財政的支援を行い、各校の特色ある教育、特色ある学校を維持・確立する。 指定校での経営・運営力の向上を図るとともに、その成果の市内の学校への波及効果を図る。	
対象	未就学児・ 小学生 ・ 中学生 ・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	⑬学校事務の共同実施	I－(1)－⑬ 学校教育課
内容	【概要】 中学校区ごとに共同実施グループを作り、職員の給与、旅費、サービス、学籍、文書・情報管理、財務、福利厚生に関する各学校事務の共同処理及び相互点検を行うとともに、事務職員の研修、事務処理体制の整備について研究を行い、教員の負担軽減を図る。 【主な取組】 ◎共同実施グループ会の開催 ◎グループリーダー会の開催 ◎浜田市学校事務共同実施検討会議の開催	
現状と課題	【現状】 事務職未配置校への支援や文書分類の市内統一が行われてきた。また、教職員の事務効率化や学習支援のための校務用ポータルサイトが立ち上げられている。 【課題】 学校事務の効率化や校務用ポータルサイトの充実により教員の負担を軽減し、子どもと向き合ったり、教材研究の時間を増やしたりする必要がある。	
目標	学校事務の効率的な処理を行い、教員の負担を軽減するとともに教育推進体制の機能を強化し、学校の教育力の向上を図る。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	⑭学校施設整備事業	I－(1)－⑭ 教育総務課
内容	【概要】 老朽化した学校施設の改修等を計画的に実施し、子どもたちが安全で安心して学べるよう教育環境の向上を図る。 また、建物本体の耐震対策については完了したものの、屋内運動場の吊天井等の非構造部材の落下防止等耐震対策については、計画的に実施していく必要がある。 さらに学校統合による学校施設の新築を行う場合は、統合年度に向け計画的に工事を行う。 【主な取組】 ◎学校施設非構造部材耐震化事業 ◎小中学校施設大規模改造事業 ◎小中学校施設改修事業 ◎統合幼稚園建築事業	
現状と課題	【現状】 建物本体の耐震対策については完了したものの、非構造部材の耐震工事が必要な施設が6か所ある。また、各施設とも老朽化が進んできており、安全確保のための緊急的な改修が増加している。 【課題】 耐震工事では、工期が長期となるため、代替施設の確保や学校行事の調整等が必要である。また、老朽化した施設については、改築だけではなく、長寿命化する改修等により現施設の長寿命化を図る必要がある。	非構造部材耐震化未対応施設 (6か所)
目標	非構造部材の耐震化工事が必要な6か所について、計画的に実施する。 老朽化等による危険個所については、優先して改修を行うとともに、施設の長寿命化を図るための改修を進めていく。	非構造部材耐震化未対応施設 (0か所)
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	⑮学校統合計画策定	I－(1)－⑮ 教育総務課
内容	【概要】 現行の学校統合計画は平成 27 年度で終了するが、現計画の目的であった極少人数学級（複式学級）の解消以外にも、今後の児童・生徒の減少、中学校の部活動のあり方、さらに校区の見直し等の諸課題があり、それらの諸課題に対応する次期学校統合計画を策定する。 【主な取組】 ◎学校統合審議会の開催 ◎学校統合計画の策定	
現状と課題	【現 状】 現行の学校統合計画は平成 27 年度で終了するが、統合計画による学校統合は計画どおり実施した。計画当初は 34 校（小学校 25 校、中学校 9 校）であった学校数が、平成 27 年度は 25 校（小学校 16 校、中学校 9 校）となっている。 【課 題】 生徒数の減少により部活動等の様々な活動の維持が困難になってきており、また、校区の見直しについて要望等が従来から出ている等、これらの課題への対応が必要となっている。	
目標	従来から課題となっている中学校の部活動のあり方、さらに校区の見直し等、現計画の目的である極少人数学級（複式学級）の解消以外にもこれらの諸課題を踏まえた学校統合計画を策定する。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（	）

項目	⑯児童生徒の安全で安心な環境の確保	I－(1)－⑯ 学校教育課
内容	【概要】 学校は、子どもたちの健やかな成長と自己実現を目指して学習活動を行う場所であり、その基盤として安全で安心な環境が確保されている必要がある。 ところが近年は、学校に不審者が侵入して教職員に危害を加える事件や通学路における事故が大きな問題となっている。また、東日本大震災では津波により児童・生徒が深刻な被害を受けた。 このため、学校や地域において子どもの安全確保のための取組が行われるよう、地域のボランティア及び警察等の関係機関と連携を図りながら、学校安全に関する施策を推進していく。 【主な取組】 ◎子ども支援センター事業 ◎子ども安全連絡協議会の設置 ◎通学路安全推進会議の設置 ◎防犯教室や不審者侵入対応訓練 ◎ネットトラブル防止教室 ◎鳥獣・不審者情報メールの配信 ◎あいさつ運動の推進	
現状と課題	【現状】 子ども支援センターを設置し、警察等と連携して学校での防犯教室や危機対応訓練、ネットトラブル防止教室を実施している。 子ども安全連絡協議会を開催し、不審者からの被害や交通事故等を防ぎ安全な登下校を行うために、子ども見守り隊や青色パトロール隊等のボランティア団体及び警察等と連携を図っている。 通学路安全推進会議を開催し、国土交通省、県土整備事務所等の道路管理者及び道路規制を所管する県公安委員会と連携を図り通学路の安全対策を行っている。 【課題】 ネットトラブルについては、実態把握が困難であったり、実際の利用が学校外であったりするため、家庭等での管理が求められる。	
目標	児童・生徒の安全に関する理解を高め、安全に行動しようとする意識を育てる。 登下校中の不審者からの被害、交通事故の防止に努める。 防災に関する意識を高め、自然災害時の人的被害の低減を図る。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	⑰幼児教育の充実	I－(1)－⑰ 教育総務課
内容	【概要】 生きる力の基礎を育む教育を実践するため、幼稚園における体験活動を充実させる等、園児の主体性を育み、経験の積み重ねを支援する取組を進める。 また、小学校における教育への円滑な接続が図られるよう小学校や関係機関と連携を強化する。 【主な取組】 ◎幼小連携事業の強化 ◎自然体験活動推進事業 ◎幼稚園教諭の資質向上のための研修等の充実	
現状と課題	【現状】 各園において、それぞれの伝統や特色を生かした地域との交流活動や園外活動等の体験教育を行っている。 幼稚園から小学校への接続にあたり、小学校との情報交換や交流事業等を行っている。 【課題】 それぞれの取組は、各園単位での取組にとどまっており、体系的に行われていない。強化・充実を図るためには全園全体の取組としていかなければならない。	
目標	各園の特色を生かした活動等をキャリア教育の視点から、小学校及び中学校へと発達段階に応じた体系的な取組につなげていく。 そのために幼稚園と小学校等との情報交換・交流を計画的・組織的に行っていく。 また、各園の連携強化のための情報共有や共通理解を図る伝達研修等を行い、園同士をつなぐ取組を進めていく。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	⑱幼児教育の環境整備	I－(1)－⑱ 教育総務課
内容	【概要】 公立幼稚園における少子化等に伴う幼稚園児数の減少への対応及び幼児教育の充実を図るため、また、行政の効率化の観点から、現在の4園から地域性や施設、職員体制等を勘案し幼稚園を統合し、教育環境の整備を行う。 また、平成27年度施行の子ども子育て支援事業計画では、各種保育サービスについても盛り込まれており、統合幼稚園建設というハードの整備と合わせ、保育サービス等のソフトの整備についての検討が必要である。 【主な取組】 ◎公立幼稚園の集約化 ◎統合幼稚園の新設 ◎保育サービス実施の検討	
現状と課題	【現状】 子ども・子育て関連3法に基づく新制度移行に対応するため、平成26年4月に予定していた原井幼稚園と石見幼稚園の統合は、当面の間、延期している。現在は、統合幼稚園を建設するとした場合に幼稚園単独とするのか、複合施設とするのか検討している。 【課題】 統合幼稚園の整備や新たな保育サービスの実施にあたっては、体制や財源の整理が必要であり、実施にあたってはその確保が前提となり課題となっている。	幼稚園数 (4園)
目標	子ども・子育て支援事業計画において、今後の方針・施策として地域性も考慮しながら統合幼稚園の新設に合わせた園舎の整備を行うこととしており、その実現を目指す。また、園舎整備に合わせて実施可能な保育サービスの検討を行う。	幼稚園数 (1～3園)
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

I 学校教育の充実

(2) 一人ひとりを大切にする教育の推進

いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応と、不登校の解消に向けて、児童・生徒とその家庭への指導や相談等の支援を行います。

また、教育上特別な配慮を必要とする児童・生徒の実態掌握に努め、持てる力を活かせるよう、個々に対応した支援を推進します。

そして、子どもの貧困対策として、経済的支援を行うとともに、児童・生徒とその保護者に対する面談等を行い、教育相談の充実を図ります。

総合振興計画目標

目標	現状値	目標値	目標の説明
自分には良いところがあると思っている子どもの割合の増加	平成26年度	平成33年度	全国学力・学習状況調査による肯定率 (括弧内は全国平均値)
	小6 79.1% (76.1%) 中3 73.9% (67.1%)	小6 86.0% 中3 77.0%	
人の気持ちが分かる人間になりたいと思っている子どもの割合の増加	平成26年度	平成33年度	全国学力・学習状況調査による肯定率 (括弧内は全国平均値)
	小6 90.4% (94.4%) 中3 97.0% (95.3%)	小6 95.0% 中3 98.0%	

具体的取組

項目	①児童生徒健全育成事業	I－(2)－① 学校教育課
内 容	【概要】 児童・生徒の問題行動、いじめ問題、不登校など生徒指導上の諸問題に対して、小中学校における対応に関する指導や助言を行うとともに、県教育委員会及び市の施策の効果的な推進により、諸問題の解決や状況の改善を進める。 【主な取組】 ◎派遣指導主事の配置 ◎教育支援センター山びこ学級の運営 ◎心のかけ橋支援事業 ◎スクールカウンセラー（ＳＣ）活用事業（県事業） ◎スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）活用事業（県委託事業） ◎子どもと親の相談員配置事業 ◎いじめ問題対応支援事業（アンケートＱＵ）（県委託事業） ◎いじめ問題対策連絡協議会の運営 ◎いじめ防止対策推進委員会の運営 ◎嘱託指導主事の配置	
現 状 と 課 題	【現 状】 生徒指導に関する調査・報告をもとに実態把握・分析し、問題解決の主体である小中学校に、予防や対応に関する指導助言を行う。 学校に対する指導助言の過程で関連する事業の紹介を行うとともに、実施事業や関係機関との調整を行う。 【課 題】 問題の多くは解決に至っているが、解決に向けた対応が継続を余儀なくされる場合や保護者等の協力が必要であってもそれが得られず解決に向けて前進しない場合もある。	
目 標	児童・生徒の問題行動、いじめ、不登校問題等の未然防止に努め、小中学校における生徒指導の充実を図る。 生徒指導に関する問題が発生した場合、学校と連携を図り迅速に対応して児童・生徒の安心・安全を確保するとともに、児童・生徒の成長に資する適正な指導が行われるように努める。	
対 象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	②問題行動、いじめ等の指導相談	I－(2)－② 学校教育課
内容	【概要】 児童・生徒の問題行動、不登校、いじめ問題など生徒指導上の諸問題に対して、小中学校へ指導助言を行うとともに、児童・生徒やその保護者と面談して解決に当たる。 【主な取組】 ◎嘱託指導主事の配置	
現状と課題	【現状】 生徒指導上の諸問題に対応するため、嘱託指導主事1名を配置し、随時学校の要請等により相談、指導・助言等の支援を実施している。 【課題】 多くのケースは解決に至っているが、解決に向けて対応を継続するケースや保護者等の協力が必要であってもそれらが困難なケースもある。	
目標	小中学校への指導助言を行うとともに、児童・生徒やその保護者との面談等を通して、それぞれの問題解決を図る。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	③親学プログラムの実施	I-(2)-③ 生涯学習課
内容	【概要】 「親学プログラム」は、島根県内各地で子育て支援や家庭教育支援を行う人が、乳幼児を持つ親や小中学生を持つ親（保護者）を対象とした学習機会において活用していただくために作成された。 この「親学プログラム」は、子育てについて一つの答えを求めたり、家庭における正しい子育て方法を指導したりするマニュアルではなく、参加型学習の手法を用いて、参加者同士が交流しながら、親としての役割や子どもとの関わり方について気づきを促すことを狙いとする学習プログラムである。 また、平成27年度は、「親学プログラム2」として、子どもの育ちをめぐる喫緊の社会問題である「いじめ」や「児童虐待」の未然防止に対応した新しい親学プログラムが開発された。 【主な取組】 ◎親学プログラムの実施（保育園・幼稚園・小中学校）	
現状と課題	【現状】 親学ファシリテーターのスキルアップ研修や新たなファシリテーターを育成する研修を実施し、親学プログラムを11回実施している。 【課題】 親同士の交流を通して「親としての役割」や「子どもとのかかわり方」の気づきを促す「親学」にもっと多くの保護者に参加してもらうことが必要である。	親学プログラムの 実施回数 (11回)
目標	親学ファシリテーターのスキルアップや親学プログラムの実践計画の検討など、更なる質の向上と共に、実績を増やしていく工夫が求められている。特に多くの保護者に親学プログラムを経験してもらう方策の検討とファシリテーターへの支援体制が必要である。	親学プログラムの 実施回数 (20回)
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・ 成人 ・高齢者・(PTA)	

項目	④特別支援教育推進事業	I－(2)－④ 学校教育課
内容	【概要】 障がいのある子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、個に応じた適切な教育を行い、持てる能力を最大限に伸ばすことを目指す。そして、障がいに基づく種々の困難を改善・克服し、持てる力を活かすことによって可能な限り社会的に自立し、地域の一員として貢献する意欲を培うことを目指す。 そのために、学校・家庭・地域及び関係機関の連携のもとに、乳幼児期から青年期に至るまで一貫性のある教育を目指す。 【主な取組】 ◎浜田市特別支援連携協議会の設置 ◎相談支援チームの設置 ◎浜田市教育支援委員会の設置 ◎特別支援教育専任指導主事の配置 ◎特別な支援を要する児童のための非常勤講師配置事業（県事業） ◎学校支援員配置事業	
現状と課題	【現状】 浜田市特別支援連携協議会で医療、福祉、教育に関わる関係機関の連携を図りながら、各幼稚園、保育園に相談支援チームの巡回訪問を行い、発達障がいのある子どもの早期発見・早期支援に努めている。小中学校においては、教育支援委員会を中心に特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室などにより支援を行っている。 【課題】 これらの支援を行うためには、保護者の理解を必要とするが、なかなか理解が得られないケースも多い。	
目標	障がいのある子どもの持てる能力を最大限に伸ばし、可能な限り社会的に自立し、地域の一員として貢献できるようになることを目指す。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（保護者）	

項目	⑤要保護・準要保護児童生徒就学援助	I－(2)－⑤ 学校教育課
内容	【概要】 子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることなく、教育を受ける機会は全ての子どもに与えられなければならない。そのために経済的に困窮している保護者に対して就学に必要な費用を援助する。 【主な取組】 ◎遠距離通学児童生徒扶助費 ◎要保護・準要保護児童生徒扶助費（学用品費等） ◎特別支援教育就学奨励費（学用品費等）	
現状と課題	【現状】 生活保護を受けている家庭（要保護）又は生活保護の基準に対して一定の所得の家庭（準要保護）が、経済的に就学が困難であると申請があった場合に援助をする。 【課題】 児童・生徒数が減少する中で援助対象の児童・生徒数は減少しておらず、今後も同様の状況が見込まれる。	
目標	経済的理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対して必要な援助を行う。	
対象	未就学児・ 小学生 ・ 中学生 ・高校生・大学生・成人・高齢者・（ 保護者 ）	

項目	⑥人権意識高揚の推進	I－(2)－⑥ 人権同和教育室
内容	【概要】 差別を憎み、許さない社会を構築していくためには、教育や啓発が最も重要である。人を人として大切にする児童・生徒の人権感覚を育てるため、引続き人権・同和教育を推進する。 【主な取組】 ◎学校における人権意識高揚の推進	
現状と課題	【現状】 全小中学校では児童・生徒の人権感覚を育てるため、全教職員研修や人権集会を定期的に行うなど積極的に人権・同和教育を推進している。これらの研修に対し、市教育研究会人権同和教育部会や人権運動団体と連携して講師派遣等の支援を行っている。 【課題】 地域ぐるみの学校人権集会に保護者や地域の参加者が減少傾向にあるため、多くの理解と参加が得られる方策を検討しなければならない。	
目標	教職員研修、人権集会等の開催を繰り返し実施することにより、自分を大切にするとともに他人も大切にする人権意識の高い児童・生徒の育成に努める。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

I 学校教育の充実

(3) 食育と体づくりの推進

健康で安全な生活を自ら実践できる児童・生徒を育成するため、食育を推進するとともに、学校給食での地産地消を推進します。

また、教育活動全体を通して、児童・生徒が自ら運動に親しみ体力や運動能力の向上を図るとともに、小中学校体育連盟主催の大会等を支援します。

総合振興計画目標

目標	現状値	目標値	目標の説明
学校給食での地域食材利用率の増加	平成26年度	平成33年度	市内小中学校の給食における地元食材利用率
	58.2%	70.0%	

具体的取組

項目	①食育推進事業	I－(3)－① 教育総務課
内容	【概要】 朝ご飯をしっかりと食べることは、集中力や記憶力を向上させ日々の学習にも影響を与える。また、家族や仲間と一緒においしく楽しく食べることで、食の楽しさを実感し、精神的な豊かさをもたらし、安定した人間関係が形成される。 これらの健全な食生活を実践することができる子どもを育てるため、旬の味、地域の味、家庭の味など、自然の恵みにあふれた浜田のさまざまな資源を活かした食育を推進する。 【主な取組】 ◎たより等での報告、給食での朝ご飯献立の実施、食の指導（保護者試食会、学級活動、教科、委員会活動等） ◎和食中心の献立、浜田郷土料理、行事食、バイキング給食等の実施 ◎交流給食、地域の方との行事体験 （七夕、お月見、餅つき、竹輪作り） ◎調理実習、お弁当の日、マイおにぎりの日、和食料理講習等	
現状と課題	【現状】 朝食を食べないときがある小中学生の割合が 10%を超えている。 【課題】 朝食を食べないときがある家庭への啓発方法とその内容が課題となる。	(小 15.4%) (中 11.0%)
目標	家庭への啓発を強化する等し、朝食を食べないときがある小中学生の割合を 0 とする。	(小 0%) (中 0%)
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・(P T A)	

項目	②学校給食での地産地消の推進	I-(3)-② 教育総務課
内容	【概要】 その地域の旬のものや郷土料理を食し、安全安心な食材をいただくこと等により、食への感謝の気持ちを醸成する。 また、地元生産者や加工業者等から地元産品を仕入れることで、産業の活性化を図り、良い循環を実現する。 地元食材が活用できるよう仕入れの仕組みを研究し、仕入れ額増加を図る。食育の推進と合わせ、児童・生徒の食に関する体験の機会を増やす。 実施にあたっては、栄養教諭、栄養士との連携を強化し取り組む。 【主な取組】 ◎地元産品を活用したメニューの提供（行事食、郷土食メニュー）  地元産品を活用した給食 「どんちっち 三魚」のカレイと浜田のイカなど浜田市の地元食材を使った市統一献立の給食。 海の幸、恵みに感謝を促す取組を行う。 献立：黒米ご飯、牛乳、しまねだしっこじる（汁物） カレイの唐揚げ（主菜）、浜田イカとエリンギのソテー（副菜）	
現状と課題	【現状】 平成 26 年度島根県地元産品活用割合調査における割合は 58.2%である。 【課題】 より多くの地元業者が納入できる仕組みを構築し、年間を通して継続的に地元産品を使用する必要がある。	(58.2%)
目標	島根県地元産品活用割合調査における活用割合を 7 割に引き上げる。	(70.0%)
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	③学校体育大会支援事業	I－(3)－③ 学校教育課
内容	【概要】 児童・生徒の体力向上を図ることで健全な心身の育成に寄与することを目的に、小中学校の体育大会開催や部活動の支援を行う。 【主な取組】 ◎小・中学校体育連盟助成事業 ◎中学校部活動助成事業	
現状と課題	【現状】 小学校では陸上及び体操大会を開催しており、主にこれに伴う児童の移動に係る経費を支援している。また、中学校も部活動に要する生徒の移動に係る経費を中心に支援をしており、保護者等の負担軽減にも寄与している。 【課題】 移動に係る経費の値上げにより負担が増加しており、今後も相当の負担が予想される。	
目標	体育大会や部活動を円滑に実施し、保護者等の負担軽減に資するよう支援を継続することにより、児童・生徒の体力維持・向上と健全な心身の育成を推進する。	
対象	未就学児・ <u>小学生</u> ・ <u>中学生</u> ・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	④学校保健・環境衛生の充実	I－(3)－④ 学校教育課
内容	【概要】 児童・生徒の健康状態を把握し、保健指導等を実施するなどにより、子どもたちの健康保持増進を図る。 子どもたちの学校生活が安全に営まれるよう、適切な教育環境・衛生の維持・改善を図る。 【主な取組】 ◎就学時健康診断、定期健康診断、健康相談の実施 ◎学校医等との連携による保健指導、健康教育の実施 ◎学校環境衛生の各種検査及び対策実施	
現状と課題	【現状】 定期的な健康診断や随時の健康相談などを実施し、児童・生徒の心身の健康状態の把握と課題の解消に努めている。 各種検査やそれに基づく対応などにより、校舎内や飲料水等、適切な教育環境衛生の保持が図られている。 【課題】 生活様式や生活習慣の変化・多様化などにより、心身の健康上に課題を抱える子どもが多い。	
目標	子どもたちが健康で安全な生活習慣を実践することで、健やかな成長を促す。 教育環境の維持管理を推進することにより、安全で安心な学校生活を維持する。	
対象	未就学児・ <u>小学生</u> ・ <u>中学生</u> ・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

Ⅱ 家庭教育支援の推進

（１）家庭教育支援の充実

子どもの基本的な生活習慣を身に付ける家庭の役割を踏まえ、学校やＰＴＡを通じて、適当なメディアとの接触時間を含めた生活習慣の定着や規範意識の醸成に向けた学習機会の提供に取り組めます。

また、島根県の「親学プログラム」を活用し、親としての役割や子どもとの関わり方について気づきを促す学習機会の提供等の家庭教育支援を推進します。

総合振興計画目標

目標	現状値	目標値	目標の説明
親学プログラムの実施回数の増加	平成26年度	平成33年度	親学プログラムを活用した学習機会の提供回数
	11 回	25 回	

具体的取組

項目	①親学プログラムの実施	【再掲】	Ⅱ－(1)－① 生涯学習課
内容	【概要】 「親学プログラム」は、島根県内各地で子育て支援や家庭教育支援を行う人が、乳幼児を持つ親や小中学生を持つ親（保護者）を対象とした学習機会において活用していただくために作成された。 この「親学プログラム」は、子育てについて一つの答えを求めたり、家庭における正しい子育て方法を指導したりするマニュアルではなく、参加型学習の手法を用いて、参加者同士が交流しながら、親としての役割や子どもとの関わり方について気づきを促すことを狙いとする学習プログラムである。 また、平成27年度は、「親学プログラム2」として、子どもの育ちをめぐる喫緊の社会問題である「いじめ」や「児童虐待」の未然防止に対応した新しい親学プログラムが開発された。 【主な取組】 ◎親学プログラムの実施（保育園・幼稚園・小中学校） ◎親学ファシリテータースキルアップ研修・養成研修の実施		
現状と課題	【現状】 親学ファシリテーターのスキルアップ研修や新たなファシリテーターを育成する研修を実施し、親学プログラムを11回実施している。 【課題】 親同士の交流を通して「親としての役割」や「子どものかかわり方」の気づきを促す「親学」にもっと多くの保護者に参加してもらうことが必要である。		親学プログラムの 実施回数 (11回)
目標	親学ファシリテーターのスキルアップや親学プログラムの実践計画の検討など、更なる質の向上と共に、実績を増やしていく工夫が求められている。特に多くの保護者に親学プログラムを経験してもらう方策の検討とファシリテーターへの支援体制が必要である。		親学プログラムの 実施回数 (20回)
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・ 成人 ・高齢者・(PTA)		

項目	②家庭教育支援チームの結成	Ⅱ－(1)－② 生涯学習課
内容	【概要】 家庭教育の支援の中で最も大きな課題となっている部分に、学校や専門機関の支援が届きにくい家庭に対する支援のあり方をどうするかということがあ る。身近な同等の立場で支援を行うことができれば支援が届きやすく、支援を 受ける側も安心感を持つことができる。そのことによって地域の家庭（他の家） をサポートする力の養成にも役立つことになる。地域人材を中心にきめ細やか な活動を組織的に行う仕組みづくり（「家庭教育支援チーム」型支援）が急務で ある。チームを組織化するに当たっては、人材確保、組織・運営のルールづく り、拠点の確保などが必要になり、この点については、行政のサポートが重要 である。 メンバーは、親学ファシリテーター、放課後子どもプラン関係者、学校支援 コーディネーター、各中学校区公民館代表者、子育て支援課、民生児童委員、 家庭教育支援関係NPO法人、教育委員会（生涯学習課・学校教育課）等が想 定される。 【主な取組】 ◎家庭教育支援チームの結成	
現状と課題	【現 状】 現在、家庭教育支援についての的確にアドバイスや支援ができる 組織等は未設置である。 【課 題】 学校や専門機関の支援が届きにくい家庭に対する支援のあり 方をどうするか検討する必要がある。	家庭教育支援 チームの結成数 (0 チーム)
目 標	中学校区毎に「家庭教育支援チーム」を結成することにより、 的確にアドバイスや支援につながることを目指す。	家庭教育支援 チームの結成数 (9 チーム)
対 象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	③つなぐ、つながる事業（三世代交流・通学合宿支援）	Ⅱ－（１）－③ 生涯学習課
内 容	【概要】 平成26年12月の社会教育委員の会の「浜田市の家庭教育のあり方 ～ つなぐ つながる 家庭教育支援 ～（答申）」を尊重したものである。 各自治会等では、子ども会組織等と関わりながら、縄作り、とんど焼き、田植えばやし、餅つき等、四季折々の伝統行事が行われている。人と人とのつながりが重視されるコミュニティ社会の実現に向けて、各家庭が地域と有機的なつながりを持つことが重要である。 また、様々な公民館活動の中で、小学校の児童が家庭を離れて公民館等で寝泊まりしながら小学校に通学する「通学合宿」に注目する。浜田市内の公民館でも通学合宿の事業実績がある。 この通学合宿は、本来「家庭」で行うべき営みを敢えて家庭から離れた公民館を拠点にした「地域」という場の中で行うことによって、家庭教育の在り方を問いただそうとする事業であるととらえることができる。 したがって、公民館が行う三世代交流事業の支援、公民館と地域と学校と家庭が連携する通学合宿を支援する。 【主な取組】 ◎島根県が進める「ふるまい向上」の推進 ◎通学合宿事業 ◎地域課題に即した各種公民館事業 ◎三世代交流事業	
	 三世代交流事業 公民館の企画で、家庭教育の支援として親子と地域のつながりを作り、さらに体験を増やす事業で、地元のイカを使った郷土料理を教えてもらう子どもたち。	

現 状 と 課 題	【現 状】 三世代交流事業 シニア世代と子ども及びその親世代を含めた三世代が、自然とのふれあいや様々な体験的活動を通して、子どもの健全な心身の育成と豊かな人間性を養成するとともに、世代間交流の場を提供する。 通学合宿 公民館等に宿泊しながら学校に通い、礼儀等のふるまいを身に付ける。保護者に対しても親学プログラム等の実施を通して、家族の大切さに気付く。 【課 題】 両事業の実施を増やし、意図的に子どもや保護者と地域の方の結びつきを強め、コミュニティーの活性化を図る必要がある。	公民館数 (9 館) 公民館数 (5 館)
目 標	三世代交流事業 体験的活動等を通して、健全で感性豊かな子どもを地域で育て、また、地域の持つ教育力を高めるとともに、シニア世代の活躍の場をつくる。 更に、子どもや保護者と地域の方の結びつきを強め、コミュニティーの活性化を目指す。 通学合宿 共同生活を送ることを通じて、生活する技能や自立心を高め、また、親や家族の大切さに気づく機会とし、子どもたちと地域の方の結びつきを強める。	公民館数 (13 館) 公民館数 (7 館)
対 象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・(P T A)	

項目	④「家読（うちどく）」の推進	Ⅱ－（１）－④ 生涯学習課
内容	【概要】 「家読（家庭読書）」には、特別なルールやノルマがあるものではなく、家庭で、読書を通じて、家族の心の絆を深め、豊かな心を育むことを目的としているものである。方法も自由で、家族で話し合い、その家庭に一番合ったものにするのが大切である。 読書には、子どもにとっても親にとっても、家庭教育の中ですばらしい価値・力があると言える。 そして、家読の推進に向けて、家庭と教育行政等とが連携し、継続的な具体的な取組を検討していく必要がある。 【主な取組】 ◎「家読推進啓発パンフレット」を作成・配布 ◎「家読」に関する研修会・講演会実施 ◎他市の「家読」の優れた取組の視察・研修 ◎家庭での電子メディアの制限（適切な活用）を行う取組の推進	
現状と課題	【現状】 テレビやインターネット、スマートフォンやゲーム等、娯楽や情報獲得の手段としてのメディアの多様化が、浜田市の小中学生の読書にも影響を与えていると考えられる。 【課題】 親子（家族）の愛情ある関わりの中で、子どもたちが、基本的な生活習慣や人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやり、自己肯定感、自立心、自制心、社会的マナー等を身に付ける必要がある。	
目標	家庭読書の推進のためには、メディアとの適切な関わり方についても、同時に考えていかなければ、課題の解決は難しい。本を介して親子（家族）で楽しい時間と空間をつくり、家庭の団欒を築き、これからの豊かな人生の基となることを目指す。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ P T A ）	

項目	⑤ P T A活動との連携強化	Ⅱ－(1)－⑤ 青少年サポートセンター
内容	【概要】 浜田市 P T A 連合会が実施する P T A 活動の充実に向けた研修事業を支援するとともに、市長との意見交換のための表敬訪問や年 2 回の教育委員会との意見交換を実施する。子どもに関する市教育施策等について意見交換をする中で連携を強化する。 【主な取組】 ◎ P T A 役員と教育委員会の意見交換会の実施 ◎ P T A 連合会の研修会補助	
現状と課題	【現状】 P T A 組織について市内 25 の小中学校すべてにおいて全保護者・教職員が加入している。また連合組織として浜田市 P T A 連合会があり、研修事業の支援、定例の意見交換を実施している。 【課題】 子供を取り巻く様々な状況に対応するため、P T A 連合会との連携の強化を図る。	
目標	研修会補助や定例の意見交換会は継続し、P T A 活動の活性化を図るための支援を行う。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・(P T A)	

Ⅱ 家庭教育支援の推進

(2) 青少年の健全育成

地域の子ども会や青少年健全育成団体等の子どもたちの社会体験活動を支援し、これらの団体と連携しながら、市民の主体的な青少年健全育成活動の活性化と発展に取り組めます。

また、青少年が健やかに成長し自立した生活が送れるよう、青少年サポートセンターを相談窓口とした育成支援に取り組めます。

総合振興計画目標

なし

具体的取組

項目	①関係協議会等への補助事業	Ⅱ－(2)－① 青少年サポートセンター
内容	【概要】 自治区単位で設置している青少年健全育成協議会の地域性や活動内容の調整及び今後のあり方を検討する。 【主な取組】 ◎協議会統合の検討	
現状と課題	【現状】 青少年健全育成協議会は、弥栄自治区を除く4自治区に設置されているが、組織の名称や沿革、事業内容、予算等各協議会によって内容が異なる。協議会事務局は平成27年4月から、金城自治区、三隅自治区は各分室から青少年サポートセンターに移管され、旭自治区は旭分室、公民館、学校の3者が役割分担し運営している。また、浜田自治区は民間で組織されている。 【課題】 それぞれ運営主体が異なっており、組織のあり方を検討する必要がある。	協議会数 (4団体)
目標	既存の青少年健全育成協議会を集約し、新たな青少年健全育成協議会の設立に向け調整する。	協議会数 (1団体)
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・ <u>成人</u> ・高齢者・()	

項目	②青少年団体育成補助事業	Ⅱ－(2)－② 青少年サポートセンター
内容	【概要】 浜田市内の青少年育成を目的として活動している団体への活動支援を行う。 【主な取組】 ◎活動費の補助（浜田海洋少年団、ボーイスカウト2団体）	
現状と課題	【現状】 児童数の減少により各団体の会員数は減少している。活動を支援するために市から補助を行う。 【課題】 3団体とも長年続く団体であるが、会員数の減少により各団体共活動の維持、継続が課題となる。	補助団体数 (3団体)
目標	各団体の活動が活性化を支援することを目的に、団体の活動補助を継続する。	補助団体数 (3団体)
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項 目	③青少年自立支援事業	Ⅱ－(2)－③ 青少年サポートセンター
内 容	【概 要】 子どもから概ね 40 歳までの様々な困難を抱える子ども・若者の自立支援を総合的に推進する。 【主な取組】 ◎居場所の設置（センター2階 教室、クラブの開催） ◎相談事業 ◎就労に向けての自立支援（就労体験等） ◎子ども・若者支援地域協議会（関係機関との連携）	
現 状 と 課 題	【現 状】 居場所の開放。また、相談事業のほか家庭訪問による在宅支援により、将来に向けた自立支援への取組を支援している。 【課 題】 現在の居場所では、問題行動系の若者が過ごす場所がないため、相談のみの対応になっている。	
目 標	困難を抱える子ども・若者に関わる様々な機関が、それぞれの専門性を生かした支援が必要となるため、子ども・若者支援地域協議会の活性化を目指し連携を図る。	
対 象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

Ⅲ 社会教育の推進

（１）ふるさと郷育の推進

子どもの育ちを地域ぐるみで支えるため、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、中学校区ごとのネットワークでつなげ、相互に支援し合います。

「ふるさと郷育」を通して、子どもの生きる力を育成し、ふるさとを愛する心を育てます。また、地域住民が学んだことを活かせるような場づくりを支援します。

学校や家庭、地域、行政が連携・協働・融合したネットワークを形成し、市民一体となった教育体制を構築します。

総合振興計画目標

目標	現状値	目標値	目標の説明
ふるさと郷育ネットワーク団体数の増加	平成26年度	平成33年度	中学校区でふるさと郷育を協議するネットワーク団体の数
	3 団体	9 団体	
学校支援活動に参加したボランティア人数の増加	平成26年度	平成33年度	学校支援地域本部事業のボランティアの延べ参加者数
	7,528 人	8,500 人	

具体的取組

項目	①「浜田市の人物読本」の活用	Ⅲ－(1)－① 生涯学習課
内容	【概要】 小学4年生以上を対象とした補助教材であり、浜田市の人物を50人選定し、「ふるさとの50人」として紹介している。人物1名あたり、4ページ程度にまとめている。 配布初年度となる平成28年度には、小学5・6年生にも配布し、一般実費頒布も行う。 【主な取組】 ◎学校における補助教材として活用 ◎ふるさと郷育としての活用	
現状と課題	【現状】 平成27年度に「浜田市の人物読本 ふるさとの50人」を作製。 【課題】 作製した「浜田市の人物読本 ふるさとの50人」を学校教育や社会教育で活用する必要がある。	人物読本作製数 (5,000冊)
目標	全ての小学校において、人物読本を用いた授業を実施することにより、郷土への愛着心の醸成を図る。	小学校数 (16校)
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	②ふるさと再発見事業	Ⅲ－(1)－② 生涯学習課
内容	【概要】 地域の特性を活かした体験活動や行事参加を促す「地域学」である。 各公民館エリア内で、中学校区を単位としたお宝や資源（ひと・もの・こと）を活かした体験型学習プログラムである。 この事業は、キャリア教育としても活用され、平成 26 年度に金城中学校区で取り組まれた事業を全市に広げるものである。 将来的には、各公民館のプログラムが中学校区を超えて活用できるものを目指す。 また、大人の学びとして成人を対象としたふるさと教育にも取り組むものとする。 【主な取組】 ◎管内における企業視察の支援 ◎管内における体験活動、文化伝承・地元行事参画の支援 ◎管内の資源を活かした音楽、美術に関する行事の支援 ◎成人を対象とした「ふるさと地域学習」の実施	
現状と課題	【現状】 地域の「ひと・もの・こと」を掘り起こし、学校とつなげることを模索している。 【課題】 地域学を取り入れ、中学生や広く市民に対してふるさと郷育の理念に基づき、関心を持ってもらう必要がある。	公民館数 (26 館)
目標	中学校区によるネットワーク会議を活用し、公民館を中心として、中学生の体験プログラムを構築する。また、それぞれの地域資源について、広く市民に周知を図る。	公民館数 (26 館)
対象	未就学児・小学生・ <u>中学生</u> ・高校生・ <u>大学生</u> ・ <u>成人</u> ・高齢者・(<u>企業</u>)	

項目	③ふるさと教育推進事業	Ⅲ－(1)－③ 生涯学習課
内 容	【概要】 島根県事業である「ふるさと教育推進事業」を実施する。 子どもたちを巡る様々な課題を解決するため、地域住民が学校教育へ参画したり自主的な学習活動や社会参加活動を促進したりするなど、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動を推進することが必要である。 そのため、ふるさと郷育の方針に則り、児童・生徒の豊かな心や地域への愛着を培い、学習意欲の向上を図るとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び考える児童・生徒の育成を進める。また、家庭・地域における教育力の向上・活性化、地域社会の基盤強化等を推進していく。 このことにより、児童・生徒の「生きる力」を養い、心豊かでたくましく、未来を担う子どもの育成につなげる。 【主な取組】 ◎中学校区ネットワーク会議による関係者間の連携	
現 状 と 課 題	【現 状】 地域住民が学校教育へ参画したり自主的な学習活動や社会参加活動を促進したりするなど、学校と家庭と地域が一体となった体系的な教育活動の推進に努めている。 【課 題】 中学校区内における更なる小学校と中学校の連携が必要である。	小中学校数 (0 校)
目 標	児童・生徒の豊かな心や地域への愛着を培い、学習意欲の向上を図るとともに、自ら課題を見つけ、自ら学び考える児童・生徒の育成を進める。また、家庭・地域における教育力の向上・活性化、地域社会の基盤強化等を推進し、児童・生徒の「生きる力」を養い、心豊かでたくましく、未来を担う子どもの育成につなげる。	小中学校数 (25 校)
対 象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項 目	④自然体験活動の推進	Ⅲ－(１)－④ 生涯学習課
内 容	【概 要】 子どもの頃から豊かな自然の中での体験活動を行ったり、地域の行事へ参加することで長く受け継がれた伝統・文化に触れる機会を持たせ、地域の「ひと・もの・こと」を活用した教育活動を通じて、ふるさとを愛する心が育つよう、学校教育の中で「自然体験活動」を推進する。 【主な取組】 ◎自然体験活動推進事業（幼稚園・小学校）	
現 状 と 課 題	【現 状】 生活科や理科等の単元で学校周辺の自然に触れる機会はあるが、山や海や川での体験学習となると、限られた学校等において実施されている。 【課 題】 全ての小学校や幼稚園において、授業の中で海・山・川での自然を活用した体験活動を制度化する必要がある。	
目 標	幼児教育、初等教育の中で、園児・児童が浜田市の海や山等の自然を活用した体験授業(登山、スキー、海・河川等での体験活動)を支援する。	(幼 4 園) (小 16 校)
対 象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	⑤土曜学習支援事業	【再掲】	Ⅲ－(1)－⑤ 生涯学習課
内容	【概要】 浜田市の児童・生徒を地域で育むことに合わせ、学力向上に資するため、週休2日制となっている土曜日の一部を利用して児童・生徒の学習の場を提供する。 内容は、中央図書館多目的室を利用し、希望する中学生を対象に教育職員免許所有者等による自学（数学・英語）を支援するものと、公民館で、小学生を中心とした、体験学習・学習支援をするもの。 また、いずれも、個別に丁寧な指導が必要な場合などに応じられるよう、県立大学生を指導者の補助として配置する。 【主な取組】 ◎土曜学習支援事業（学力向上・体験活動等）		
現状と課題	【現状】 中央図書館を会場とする1会場と、公民館が主体となって行う土曜学習の会場2会場で実施している。 【課題】 公民館がコーディネートして行う土曜学習の充実が必要である。		公民館主体 (2会場)
目標	公民館が主体となって行う土曜学習について、子どもたちの土曜日の充実、地域の多様な経験・技能を持つ人材の掘り起こしや地域の教育力の強化、家庭学習の機会としての学習習慣の定着を図り、学力の向上の一環とする。		公民館主体 (9会場)
対象	未就学児・ 小学生 ・ 中学生 ・ 高校生 ・ 大学生 ・ 成人 ・高齢者・()		

項目	⑥つなぐ、つながる事業（三世代交流・通学合宿支援） 【再掲】	Ⅲ－（１）－⑥ 生涯学習課
内容	【概要】 平成26年12月の社会教育委員の会の「浜田市の家庭教育のあり方 ～ つなぐ つながる 家庭教育支援 ～（答申）」を尊重したものである。 各自治会等では、子ども会組織等と関わりながら、縄作り、とんど焼き、田植えばやし、餅つき等、四季折々の伝統行事が行われています。人と人とのつながりが重視されるコミュニティ社会の実現に向けて、各家庭が地域と有機的なつながりを持つことが重要である。 また、様々な公民館活動の中で、小学校の児童が家庭を離れて公民館等で寝泊まりしながら小学校に通学する「通学合宿」に注目する。浜田市内の公民館でも通学合宿の事業実績がある。 この通学合宿は、本来「家庭」で行うべき営みを敢えて家庭から離れた公民館を拠点にした「地域」という場の中で行うことによって、家庭教育の在り方を問いただそうとする事業であるととらえることができる。 したがって、公民館が行う三世代交流事業の支援、公民館と地域と学校と家庭が連携する通学合宿を支援する。 【主な取組】 ◎島根県が進める「ふるまい向上」の推進 ◎通学合宿事業 ◎地域課題に即した各種公民館事業 ◎三世代交流事業	
	 三世代交流事業 公民館の企画で、家庭教育の支援として親子と地域のつながりを作り、さらに体験を増やす事業で、地元のイカを使った郷土料理を教えてもらう子どもたち。	

現 状 と 課 題	【現 状】 三世代交流事業 シニア世代と子ども及びその親世代を含めた三世代が、自然とのふれあいや様々な体験的活動を通して、子どもの健全な心身の育成と豊かな人間性を養成するとともに、世代間交流の場を提供する。 通学合宿 公民館等に宿泊しながら学校に通い、礼儀等のふるまいを身に付ける。保護者に対しても親学プログラム等の実施を通して、家族の大切さに気付く。 【課 題】 両事業の実施を増やし、意図的に子どもや保護者と地域の方の結びつきを強め、コミュニティーの活性化を図る必要がある。	公民館数 (9 館) 公民館数 (5 館)
目 標	三世代交流事業 体験的活動等を通して、健全で感性豊かな子どもを地域で育て、また、地域の持つ教育力を高めるとともに、シニア世代の活躍の場をつくる。 更に、子どもや保護者と地域の方の結びつきを強め、コミュニティーの活性化を目指す。 通学合宿 共同生活を送ることを通じて、生活する技能や自立心を高め、また、親や家族の大切さに気づく機会とし、子どもたちと地域の方の結びつきを強める。	公民館数 (13 館) 公民館数 (7 館)
対 象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・(P T A)	

項目

⑦学校支援・放課後支援・家庭教育支援事業

Ⅲ－(１)－⑦
生涯学習課

【概要】

浜田市が取り組んでいる、「学校支援」「放課後支援」「家庭教育支援」を結集し、学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業をより体系化し、地域ぐるみで子どもを育み子どもも地域も高まり合うもの。

特に、公民館が中心となり、学校と地域をつなぎ、地域人材の参画による学校の教育活動等の支援など、学校・家庭・地域が協働で教育支援に取り組む仕組みづくりを推進し、地域の活性化を図る。

【主な取組】

- ◎学校支援地域本部事業
- ◎放課後子ども総合プラン
- ◎家庭教育支援による親学ファシリテート
- ◎「家読」の推進

内容

学校支援地域本部事業

学校教育の充実、生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上をその狙いとして、学校近くの田を借りて地元の方にお手伝いいただき、稲作の体験学習や地域の方を招いて水墨画に挑戦した。



現状と課題	【現 状】 学校支援、放課後子ども総合プラン及び家庭教育支援等の総合的な在り方の検討を行うための推進委員会の設置や、教育支援活動等の総合的な調整役を担う「コーディネーター」の育成を行っている。 【課 題】 リーダー核となるエリアコーディネーターのスキルアップが必要である。	コーディネーターの人数 (36 人) 育成研修 (年 3 回) ネットワーク会議の開催 (各 2 回)
目 標	教育支援活動等の企画や学校・家庭・地域の調整等を行うコーディネーター等の配置及びコーディネーターや教育活動サポーター等の事業関係者の資質向上や情報交換等を図るための研修等の開催等、様々な教育支援活動の実施等を行う。	コーディネーターの人数 (55 人) 育成研修 (年 4 回) ネットワーク会議の開催 (各 3 回)
対 象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・(P T A ・ N P O)	

Ⅲ 社会教育の推進

（２）公民館における人材育成と拠点整備

公民館の役割を明確にし、地域課題の解決に資する人づくりを目指した学びの機会を充実します。

地域住民による学習の実践や地域独自の特色ある取組を支援し、住民が主体的に地域課題の解決に取り組む意識を高め、地域人材の育成支援を進めます。

また、社会教育を推進する拠点施設として、公民館施設の改修や整備を行います。

総合振興計画目標

目標	現状値	目標値	目標の説明
地域課題の解決支援事業を実施する公民館数の増加	平成26年度	平成33年度	「地域課題の解決支援事業」に取り組む公民館の数
	3 公民館	26 公民館	

具体的取組

項目	①公民館活動推進事業	Ⅲ－（２）－① 生涯学習課
内容	【概要】 各公民館の事業費、活動費を委託料として公民館連絡協議会に委託する。地域に根ざした公民館活動の推進を図るため、公民館は、学級・講座を実施することで地域住民の学習ニーズに応え、地域住民間の絆を築くとともに、各地のコミュニティの形成にも寄与することで社会教育の中核を担っている。	
	【主な取組】 ◎社会教育の特性を活かした学習拠点としての取組 ◎地域づくり、地域の課題解決に向かう人材を育成する取組 ◎人々が楽しく過ごせる拠点（居場所）としての取組 ◎生活課題を語り合い、解決につながる各種相談の場としての取組 ◎地域ぐるみで子どもを育む気運を高める取組 ◎団体等に対する活動支援及びネットワークの構築の取組 ◎地域情報の収集整理・受発信の取組	
現状と課題	【現状】 各公民館において、それぞれ公民館便り等で地域の情報を発信している。公民館や地域での活動などの情報を住民に伝えることは重要である。また、ボランティアをしてみたいと思っている人、地域で活動を行いたいと思っている人にとっても、情報発信は有効な手段である。 【課題】 地域における社会教育施設としての公民館の役割を知ってもらうため情報発信が必要である。	広報紙発行 （26 館） H P 掲載 （0 館）
目標	今後においても公民館は地域における情報の集積場所として情報の収集に努めたり、新しい情報が各世代や地域に届けられるように広報等（広報紙、インターネットのホームページ、SNS）等）を通して発信したり、その仕組みを整えていく必要がある。	広報紙発行 （26 館） H P 掲載 （26 館）
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ N P O ）	

項 目	②地域課題の解決支援事業	Ⅲ－(2)－② 生涯学習課
内 容	【概 要】 中山間地域を中心とした様々な現代的課題（交通対策、防災防犯、文化伝承、休耕田、少子高齢化人口・労働力の減少、過疎化の進行、担い手育成等）に対し、公民館が社会教育の手法（集い・学び・結ぶ）により、行政の関係部局の垣根を越え、連携・協働して課題解決のため実施する地域独自の取組を支援し、社会教育を活性化することを通じて、地域の絆、地域コミュニティの再生及び地域活性化を図る。 【主な取組】 ◎地域におけるリーダーやまちづくり活動に資する人々の養成 ◎まちづくり推進部署と連携した「協働によるまちづくり」を目指す町内会やまちづくり推進協議会の結成支援	
現 状 と 課 題	【現 状】 公民館は、浜田市の地方創生事業の一環として、地域社会における様々な現代的課題（子育て支援、高齢者対策、健康対策、環境問題、遊休地利用、文化伝承そして防災対策等）に対して、行政の関係部署や関係団体と連携・協働し、その課題を解決するため地域独自の取組を支援している。 【課 題】 公民館は、当事者意識を持った人材や団体を育成し、市長部局（子育て支援、高齢者対策、健康対策、環境問題、遊休地利用、文化伝承そして防災対策等）につなげることが必要である。	公民館数 (21 館)
目 標	公民館は、地域住民による学習の実践や地域独自の特色ある取組を支援し、住民が主体的に地域課題の解決に取り組む意識を高め、地域人材の育成支援を進める。	公民館数 (26 館)
対 象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	③人権・同和問題学習活動	Ⅲ－(2)－③ 人権同和教育室
内容	【概要】 市民一人ひとりが人権尊重に向けて行動できる社会の実現に、社会教育の拠点である公民館を活用した人権・同和問題学習を、地域や関係機関と連携して推進する。 【主な取組】 ◎指導主事2名を各種研修会等へ派遣	
現状と課題	【現状】 地域や公民館における学習グループが行う人権・同和問題学習に対し、人権同和教育室は研修計画や指導主事の派遣等の支援を実施している。 【課題】 平成26年度は6割の公民館で人権・同和問題学習に取り組まれているが、人権・同和問題学習は「難しい」という意識が強く、学習機会の拡大につながらずほぼ同じ実施割合で推移している。	平成26年度 (15館)
目標	人権・同和問題学習の裾野を広げることで、お互いが人権を尊重し合う心豊かなまちづくりを目指す。取組のない公民館もあり、全公民館で年1回以上の人権・同和問題学習の取組を目指す。	(26館)
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・ 成人 ・ 高齢者 ・()	

項目	④公民館施設改修事業	Ⅲ－(２)－④ 生涯学習課
内容	【概要】 地域の実情に応じ、必要な施設・設備を備えるとともに、青少年、高齢者、障がい者、乳幼児の保護者等の利用の促進が図られるよう施設・設備の確保に努める必要がある。 加えて、インターネット等の情報通信機器が使える設備などは必要であると考え。さらに、子どもたちが、学校が終わった後、あるいは長期休業中に公民館に来るといいう例も多く見受けられる。公民館まつりなど、多くの人々が集まる機会の収容可能人数の考慮も必要である。一方、今の実態から、備品等の収納スペースが十分確保されていない公民館もある。 すでに、設置されている公民館は、簡単にそういった部屋を設け、設備を整備することは困難であるが、今後、新築する公民館については、これらのことを考慮しながら設計することが肝要であり、新たに建設するばかりでなく、学校施設など、利用しなくなった施設を活用することも考える必要があると思われる。 さらに、公民館は、浜田市地域防災計画に基づき、地震・豪雨・津波等の災害時に、情報の収集や伝達をはじめ、応急対策、避難者の受入れ等の重要な地震防災機能を果たす防災拠点としての役割が期待されている。 また、市内の公民館は、照明や空調機器の更新時期を迎える施設や雨漏り、外壁補修等の大規模な改修を要する施設が多く存在している。 【主な取組】 ◎公民館の新設（用地取得含む） ◎公民館の改修工事 ◎公民館の修繕	
現状と課題	【現状】 浜田市の公民館は、本館が 26 館、分館が 9 館ある。 分館については、施設の管理を地元自治会に委託している。 今後、公民館の機能や住民がより集まりやすい施設になるよう複合施設の検討を行っている。 【課題】 公民館は、防災拠点としても地域で大切な施設であるため、適宜改修・修繕等やエリアが広い公民館は、新規に増設する必要がある。	本館 (26 館) 分館 (9 館)

目 標	公民館は様々な手法により学びの場を提供したり、人々に気づきを促したりしている。さらに、地域ぐるみで子どもを育てるといったことにも取り組んでおり、「集い」「学ぶ」「結ぶ」という意識で地域の関係づくりに寄与している。 そこで、本館は、現状の本館プラス1公民館とし、分館は、地元へ移譲する施設とそうでない施設とに区分する。	本館 (27 館) 分館 (区分する)
対 象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

Ⅲ 社会教育の推進

(3) 図書館サービスの充実

幅広い世代に図書館を利用してもらい、読書活動が進むよう、郷土の歴史・風俗や人物等に関する資料収集を含む多様な分野の図書の新蔵に努めます。

また、利用者の様々な相談や要望に対応できるレファレンスサービスの充実に努めるとともに、読み聞かせ等の市民ボランティアと連携した図書館機能の更なる向上に取り組めます。

総合振興計画目標

目標	現状値	目標値	目標の説明
図書館利用登録率の増加	平成26年度	平成33年度	市民の図書館利用者 カード登録者の割合
	34.3%	40.0%	
市民一人当たりの図書貸出冊 数の増加	平成26年度	平成33年度	市民一人当たりの年 間の図書貸出冊数
	5.0 冊	7.0 冊	

具体的取組

項目	①多様な分野の図書の充実	Ⅲ－(3)－① 中央図書館
内容	【概要】 図書館は、暮らしに役立つ情報や「調べる学習」等の学びのための読書に えられるよう、地域の課題や地域住民のニーズに適した蔵書の充実に努めてい く。また、あらゆる方の読書活動に応えるために、他の読書関連施設との相互 協力、連携等についても検討していく。 一方、市民の身近にある分館や簡易閲覧所等の施設は、楽しみのための読書 としての要求に応えるように努めていく。それぞれの施設がその利用者に応じ た蔵書を備えることで、市民の要望や地域の要請に応えられるよう努めていく。 また、蔵書の充実にあたっては、購入だけでなく、寄贈等による積極的な収 集に努め、中央・分館間ばかりでなく、市内の大学や読書関連施設間での図書 情報の共有や図書の有効活用を進める。 【主な取組】 ◎定例的な「選書会」実施による多様な図書の選定、購入 ◎寄託図書の有効活用、利用促進 ◎購入資料リストによる情報提供	
現状と課題	【現 状】 定例的な「選書会」により図書の選定、購入を実施するとともに にベストセラー等の図書を確実に購入できるように努めている。 リクエスト等に応え、利用者のニーズの把握に努めている。また、 市民などからの寄贈等による資料収集を必要に応じて行っている。 【課 題】 利用者のニーズに応えるとともに、また誰もが利用できる図書 館として、多様な分野の図書の充実に努める必要がある。選書す るに当たっては、市民の動向、出版の状況等を十分に把握する必 要がある。	蔵書冊数 (25 万冊)
目 標	「選書会」による多様な図書の選定、計画的な購入、寄贈図書の 積極的な受け入れに加え、県寄託図書等の市蔵書以外の図書を有 効活用することで、多様な資料提供を図る。また、市民への情報 提供として購入資料リストの充実を図り、他の情報提供手段を模 索していく。	蔵書冊数 (34 万冊)
対 象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	②レファレンスサービスの充実	Ⅲ－(3)－② 中央図書館
内容	【概要】 図書館は、健康・福祉・環境・防災・まちづくり等、市民ニーズや地域の課題解決に役立つ情報提供を進めるとともに、レファレンス（調べものや資料の相談など）の機能を強化するとともに、図書館司書の人材育成に努める。 【主な取組】 ◎図書館司書の育成・研修 ◎図書館蔵書の活用及び市民への情報提供 ◎レファレンスサービスの普及・利用促進	
現状と課題	【現状】 図書館司書（嘱託職員）を中央図書館４人、金城、旭、三隅分館に各１人配置し、レファレンスサービスを実施するとともに、研修等によりその資質向上に努めている。 【課題】 充実したサービス提供のためには、司書資格を有した人材を確保するとともに、浜田に根ざした知識の取得などの人材育成が必要不可欠である。	
目標	より一層のサービス充実のため、県図書館協会等の専門研修や館内で行う、定期的な自主研修等により、専門知識の向上、人材育成に努めるとともに、図書館司書の増員について検討する。また、サービス普及のための広報周知活動を推進する。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項 目	③「特集展示」コーナーの充実	Ⅲ－(3)－③ 中央図書館
内 容	【概 要】 市民の図書選び、本との出会いの機会を増やすために、季節や行事にあわせたブックリスト作成、特集展示を行い、市民の本選びを支援する。 【主な取組】 ◎定期的な特集の展示（一般書・児童書） ◎時節にあわせたタイムリーな展示 ◎「図書館司書がすすめる1冊」の展示	
現 状 と 課 題	【現 状】 季節や行事にあわせたテーマ別ブックリストを作成するとともに、定期的に時事関連の特集展示を行い、市民の本選びを支援している。 【課 題】 読書活動を喚起する展示、他機関と連携した展示を実施するなど、図書館の利用者増加、市民の読書への関心を促進するような展示のより一層の充実を図る必要がある。	
目 標	定期的な特集展示（一般書・児童書）、時節に合わせたタイムリーな展示等、展示コーナーの充実により、本選びの支援とともに読書への関心を喚起する。また、県立大学浜田キャンパスメディアセンターと連携し、県立大学の蔵書を中央図書館で展示する等検討し、図書館の相互利用を促進をする。	
対 象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	④ボランティア登録者数の増加	Ⅲ－(3)－④ 中央図書館
内 容	【概 要】 読書活動を進めるうえで、それらを支えるボランティアの方による活動は欠かせない。読書活動団体による読み聞かせや朗読、ブックトーク等は、子どもたちだけでなく、大人も一緒に楽しみ、読書に関する興味を喚起させることができる。また、IT技術を利用した独特のおはなし会を実施する団体もあり、就学前の子どもが、読書に関心を持つきっかけ作りに役立つ活動を行っていく。 これらボランティア活動を更に発展させるための活動支援、人材育成に取り組む。 【主な取組】 ◎ボランティアの入門講座の開催 ◎研修会・交流会の開催等ボランティア活動への支援  読書活動団体のおはなし会 中央図書館では、毎週土曜日にボランティアによる「おはなし会」を開催し、親子で一緒に本に親しむ場となっている。その他、電子紙芝居なども定期的に開催している。	
現 状 と 課 題	【現 状】 読書活動団体等によるおはなし会、読み聞かせや朗読、ブックトーク等を定期的に実施している。 【課 題】 ボランティアの人材育成・支援による図書館との協働の取組が必要である。 また、読み聞かせに限らず、多様なボランティア活動を希望する市民への対応に取り組む必要がある。	ボランティア登録数 (24 人)
目 標	ボランティア活動の支援に加え、ボランティアを始めようとする方へのきっかけづくりとして、入門講座や研修・交流会の開催等による新規登録者、人材育成に取り組む。	ボランティア登録数 (36 人)
対 象	未就学児・小学生・中学生・高校生・ 大学生 ・ 成人 ・ 高齢者 ・()	

項目	⑤移動図書館車・簡易閲覧所の運用	Ⅲ－(3)－⑤ 中央図書館
内容	【概要】 市内 33 箇所を巡回する移動図書館「ラブック号」は、年間で 6,000 冊程度（平成 26 年度実績）の貸し出し実績となっており、図書館まで足を運ぶことのできない方への貴重な読書機会提供の場となっている。 また、市内 13 箇所に設置した佐々田奉公会簡易閲覧所にも、年 2 回の資料更新を行いながら、2,000 冊程度の配本を提供しており、市民に気軽に利用いただける場となっている。 これらの設備、施設を継続して運営するとともに、より一層の利用促進に努める。 【主な取組】 ◎「ラブック号」の運行 ◎「簡易閲覧所」の運用と、所蔵資料の入れ替え作業（年 2 回） ◎広報・周知による利用促進  「ラブック号」の運行 移動図書館車「ラブック号」は、約 1,500 冊の本を搭載し、市内山間部の小中学校や公民館等を中心に 7 コース、計 33 箇所を、それぞれ月 1 回巡回している。	
現状と課題	【現状】 移動図書館「ラブック号」は市内 7 コースを毎月巡回運行し、図書館への来館困難者への貴重なアウトリーチサービスとなっている。また、簡易閲覧所も、市民が気軽に読書にふれることができる場となっている。 【課題】 読書環境の整備・充実のため、移動図書館車の巡回ルートや簡易閲覧所設置箇所等の見直しを実施する必要がある。	貸出実績 (6,546 冊)
目標	移動図書館車、簡易閲覧所を継続して運用、利用促進を進めるとともに、今後の公共施設統廃合等の諸事情を勘案しながら、移動図書館にあっては運行ルートの見直しを行い、簡易閲覧所については設置箇所の見直し等を適切に実施する。	貸出実績 (7,200 冊)
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	⑥子どもの読書週間、秋の読書週間での読書活動推進事業	Ⅲ－(3)－⑥ 中央図書館
内容	【概要】 各読書週間においては、おはなしボランティアとの協働により、中央図書館をはじめ各分館で行う読書関連行事を通じて、本そのものへの興味を喚起する活動を実施していく。 また、読書週間以外の期間にも、小学生の図書館訪問、中学生の職場体験、高校生・大学生のインターンシップ等の事業を通じ、子どもたちの図書館や読書に対する関心や理解を深め、読書活動を推進する。 【主な取組】 ◎（４月から５月）子ども読書週間に合わせた各種行事の開催 ◎（１０月から１１月）秋の読書週間に合わせた各種行事の開催	
現状と課題	【現状】 春と秋の読書週間においては、おはなし会、ブックトーク、図書館ツアー、名作上映会などの各種読書関連行事を実施している。特に秋の読書週間では、「リサイクル市」を実施し、多くの市民の方にご利用いただいている。 【課題】 図書館や読書に対する関心や理解を喚起する取組をより一層充実させる必要がある。 それと同時に、非来館者に対しても来館を促す活動を実施していく必要がある。	
目標	各読書週間における読書活動推進事業をより一層充実させ、図書館や読書に対する関心や理解を深め、読書活動の推進につなげる。 また、図書館を利用したくなる魅力的な企画を実施していく。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	⑦電子書籍などの新たな情報への対応	Ⅲ－(3)－⑦ 中央図書館
内容	【概要】 電子書籍などのインターネットを活用した出版物の登場により、読書を取り巻く環境に大きな変化が見られる。出版社も個人向けの書籍、雑誌の販売については、従来の紙書籍と併せて電子書籍の販売も行うケースが増えている。 中央図書館では、平成 25 年度の開館から電子書籍を導入し、現在約 1,175 タイトルを広く市民に提供している。また、中央図書館では「石見タイムズ」をデジタル化し、図書館内の端末で閲覧できるシステムを構築している。 これら電子情報への市民のアクセス機会を増加させ、一層活用されるような取組を実施していく。 【主な取組】 ◎「電子書籍」の計画的な購入 ◎パンフレット、広報周知、電子書籍閲覧講座等開催による利用促進	
現状と課題	【現状】 現在、電子書籍を 1,175 タイトル導入しているが、タイトル数が少ないことや認知度が低いことなどから、平成 26 年度の貸出実績は初年度の半分程度と利用が進んでいない。 【課題】 電子書籍普及のための書籍のタイトル数を充実させたり、利用を促進するための取組を実施していく必要がある。	タイトル数 (1,175 点)
目標	計画的にタイトル数を増やすとともに、魅力ある電子書籍の充実を図るとともに、わかりやすいパンフレットの作成や広報周知等により、電子書籍等の利用促進を図る。また、分館におけるタブレット端末の導入や活用についても検討していく。	タイトル数 (1,600 点)
対象	未就学児・小学生・ 中学生 ・ 高校生 ・ 大学生 ・ 成人 ・ 高齢者 ・()	

IV 生涯スポーツの振興

(1) スポーツ・レクリエーション活動の推進

一人ひとりのライフスタイルに応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる機会の充実に取り組みます。

また、スポーツリーダーの人材育成と資質の向上に取り組み、スポーツ関係団体やスポーツ推進委員との連携によるスポーツ・レクリエーション活動推進体制の充実に図ります。

総合振興計画目標

目標	現状値	目標値	目標の説明
総合スポーツ大会参加者の増加	平成26年度	平成33年度	総合スポーツ大会への年間参加者の数
	2,623 人	4,000 人	

具体的取組

項目	① 総合スポーツ大会の開催	Ⅳ－(１)－① 生涯学習課
内容	【概要】 年に一度、体育の日に浜田市体育協会に加盟する団体が集合して総合開会式を開催する。 各団体によって、実施日は異なるが、浜田市総合スポーツ大会としての競技を実施する。 【主な取組】 ◎大会上位入賞者への賞状授与、優勝者の副賞を体育協会から各団体へ提供 ◎会場使用料の体育協会負担	
現状と課題	【現状】 総合スポーツ大会では、競技スポーツ 17 団体、生涯スポーツ 4 団体の計 21 団体が大会を開催している。 【課題】 少子高齢化が進行する中、競技人口を増加させていくことが課題となる。	
目標	子どもから高齢者まで、誰もが楽しめるスポーツを推進する。 また、競技力の向上を支援し、全国大会上位入賞できる環境づくりを推進する。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	②浜田市体育協会によるスポーツ振興事業	Ⅳ－(１)－② 生涯学習課
内容	【概要】 浜田市における体育・スポーツの普及振興を図り、市民の体力向上、健康増進とスポーツを通じて明るく豊かなまちづくりを目指している。 【主な取組】 ◎各スポーツ団体や地域スポーツ事業等への活動支援助成（限度額：25万円） ◎総合型地域スポーツクラブの活動支援 ◎AED講習会、子どもたちのための野球教室等開催	
現状と課題	【現状】 現在、浜田市体育協会は35団体で構成されている（競技スポーツ団体19、生涯スポーツ団体4、地域スポーツ団体5、学校青少年スポーツ団体3、総合型地域スポーツクラブ4）。 【課題】 高齢者が年々増加傾向にあり、生涯スポーツ・軽スポーツの推進を図る必要がある。	
目標	少子高齢化に対応できるよう、高齢者には体力の向上や健康増進、子どもたちには育成指導・強化を行う。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項 目	③「体操のまち 浜田」振興事業	Ⅳ－(１)－③ 生涯学習課
内 容	【概 要】 浜田市は、オリンピック体操競技のメダリスト竹本正男氏・上迫忠夫氏らの生誕地であり、全国で最初に体操部（旧制中学校）が創設されるなど「体操王国」と呼ばれた。その浜田から、再び世界に通じる体操選手育成・強化を目指す。 【主な取組】 ◎小・中・高の児童・生徒の強化育成のための県外遠征や合同練習の実施 ◎指導者の育成として県外講習会へ参加	
現 状 と 課 題	【現 状】 現在、強化育成等の遠征等は、県外遠征年４回、招請事業年１回、指導者派遣年１回実施している。 【課 題】 競技者・指導者の確保を図る必要がある。	
目 標	未就学児・小学生・中学生・高校生それぞれの世代の団体の状況や成果と課題の情報を共有し、連携することにより、「体操のまち 浜田」復活に向け、世界に通じる選手育成・強化を目指す。	
対 象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

IV 生涯スポーツの振興

(2) スポーツ精神の高揚と競技力の向上

スポーツ少年団活動や「J F A夢の教室」の開催を通じて、年少者に対する礼節の尊重や友情を育む心を養う等のスポーツ精神の高揚を図ります。

また、各種大規模大会を誘致し、競技力の向上と競技人口の拡大を図るとともに、トップアスリートによる教室を開催する等、高いレベルのスポーツに触れる機会の充実に向けて取り組みます。

総合振興計画目標

目標	現状値	目標値	目標の説明
トップアスリート教室の開催 回数の増加	平成26年度	平成33年度	トップアスリートに よる教室の年間開催 回数
	2 回	4 回	

具体的取組

項目	①「J F A夢の教室」の開催	Ⅳ－(2)－① 生涯学習課
内容	【概要】 子どもの心身の健全な成長に寄与することを目的に取り組んでいる日本サッカー協会（J F A）の「J F Aこころのプロジェクト」の「夢の教室（原則5年生を対象）」を実施する。 本教室の開催目的は、「フェアプレー精神」、「夢を持つことの素晴らしさ」、「それに向かって努力することの大切さ」及び「失敗や挫折に負けない心の強さ」などを子どもたちに伝えること等である。 【主な取組】 ◎「J F A夢の教室」の開催  J F A夢の教室 講師は、現役・元プロスポーツ選手等が務めており「ゲームの時間」「トークの時間」を通して夢を持つことの大切さを考える。	
	【現 状】 平成22年度から実施しており、平成27年度までに10校で開催している。ただし、平成24年度は旭の今市・木田・和田・市木小学校が合同で開催した。 【課 題】 より多くの子どもたちにアスリートに触れる機会の充実を図る必要がある。	
目標	児童の目標に向う意識に良好な変化が見られ、学校関係者からも好評である。夢をかなえた講師との交流が意識変化をもたらすことから、継続的な開催と年度あたりの開始回数の増加を目標とする。	
対象	未就学児・ <u>小学生</u> ・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ※小学5年生が対象 ）	

項目	② トップアスリートなどの各種スポーツ教室の開催	Ⅳ－(2)－② 生涯学習課
内容	【概要】 各種競技のトップアスリートによる子どもたちへの指導の機会について、競技団体等への支援、協力や連携等を行い、トップアスリートを講師として、「夢授業」や各種スポーツ教室を実施する。 【主な取組】 ◎小中学校の授業における島根スサノオマジック「夢授業」の実施 ◎各種競技団体等が行うトップアスリート招致への支援、協力、連携  島根スサノオマジック夢授業 スサノオマジックの現役プロ選手と間近で触れ合うことができる事業である。また、この授業をきっかけに夢を持つこと・夢に向かうことができる良い機会である。	
現状と課題	【現状】 トップアスリートを講師とした各種スポーツ教室等については、各種競技団体等により行われている状況がある。 【課題】 近年は実施規模が縮小しており、事業の充実のため、競技団体等への支援、協力、連携が必要である。	
目標	「JFA夢の教室」とともに、トップアスリートと触れ合う貴重な機会であるため、様々な企画を提供する。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

IV 生涯スポーツの振興

（３）スポーツ・レクリエーション環境の整備

地域住民に学校体育施設を開放し、身近で使いやすい施設運営を進めます。
市民が気軽にスポーツに親しむ場として、既存の施設や組織を活用し、学校の運動部活動との連携を図り、各種スポーツ活動を推進します。

また、各種軽スポーツ活動を活かした生きがいきづくり活動を推進します。

一方で、老朽化した各施設や設備の安全対策と計画的な整備・充実に努めます。特に東公園内の運動施設については、移転も含め整備の検討を行います。

総合振興計画目標

目標	現状値	目標値	目標の説明
軽スポーツ教室の開催回数の増加	平成26年度	平成33年度	市が主催する軽スポーツ教室の年間開催回数
	6 回	12 回	

具体的取組

項目	①学校開放事業	Ⅳ－(3)－① 生涯学習課
内容	【概要】 スポーツに親しむことができる環境を提供するために小中学校の体育施設を開放し、競技スポーツ・軽スポーツの振興を図る。 【主な取組】 ◎市内 21 箇所の学校体育館・校庭の開放	
現状と課題	【現状】 平成 26 年度における利用団体は、21 箇所で市内の 102 団体の利用があった。 【課題】 サッカー・フットサル等の施設未対応のスポーツ利用の要望があり、必要な施設整備を検討する必要がある。 また、駐車場の利用方法等、利用者と地域住民との間で問題が生じることがある。	
目標	可能な限り施設の利用開放に努め、スポーツに親しむ環境を確保することにより、スポーツの振興を図る。 また、利用者連絡会議や管理指導者及び学校との連絡等を強化し、現在の課題や問題などを調整・解決し、円滑な開放を目指す。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	②運動施設整備事業	Ⅳ－(３)－② 生涯学習課
内容	【概要】 老朽化した各施設や設備の状況を確認し、安全対策の実施を検討するとともに、類似施設の統合等を検討する。 また、陸上競技場・野球場・庭球場等の整備計画について、都市公園も含めて一体的に検討する。 【主な取組】 ◎「スポーツ推進審議会」を開催し、施設の統廃合も含めた整備計画等の策定	
現状と課題	【現状】 東公園をはじめ、老朽化した施設の修理・改修を随時行っている。また、各自治区に類似施設が存在している。 【課題】 施設の集約化と関係団体との調整が必要であり、これらも含めて、整備計画を検討する必要がある。	
目標	軽スポーツやレクリエーション活動も含め、将来を見据えた整備計画を策定し、市民が安心して利用できる施設運営を行っていく。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	③軽スポーツ活動の推進	Ⅳ－(3)－③ 生涯学習課
内容	【概要】 生涯スポーツ団体や総合地域型スポーツクラブ等と連携し、スポーツ等の普及に寄与する事を目的とした浜田市スポーツ推進委員の協力により、生涯スポーツ・レクリエーション活動も含め、軽スポーツの推進・普及に努める。 また、ウォーキングやグラウンドゴルフ、ゲートボールなど、高齢者が楽しめる軽スポーツの普及に努める。 【主な取組】 ◎各種スポーツの教室や大会の開催 ◎「高齢者の軽スポーツ推進方針」等に基づく軽スポーツの普及・推進 ◎広報・HP等を利用した大会・教室の情報提供	
現状と課題	【現状】 各自治区において、各地区の特色を活かした種目・事業を開催している。 【課題】 軽スポーツの普及、促進にあたっては、施設等の環境整備の充実も課題である。	
目標	老若男女誰でも気軽に楽しめる軽スポーツやレクリエーション活動の機会の提供や情報提供を行い、軽スポーツやレクリエーション活動の普及を図る。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

V 歴史・文化の伝承と創造

(1) 芸術・文化の振興

石央文化ホールの収容力を活かして、大・中規模な公演や市民参加型イベント等を開催し、日常的に芸術文化に触れる機会の充実に取り組みます。

世界こども美術館や石正美術館において、芸術の鑑賞や創作活動、講座、ワークショップ等を開催し、文化芸術の創造性を高めます。

美術展や文化祭等の市民団体イベントの開催を支援し、市民が主体となった文化活動を推進するとともに、施設の利用促進に努めます。

子どもたちに本物の芸術を鑑賞してもらえよう、各種助成制度を活用した巡回公演等の開催支援を行います。

総合振興計画目標

目標	現状値	目標値	目標の説明
石央文化ホール利用者数の増加	平成26年度	平成33年度	石央文化ホールの年間利用者数
	51,560 人	55,000 人	
市内美術館における創作活動等の受講者数の増加	平成26年度	平成33年度	市内美術館でワークショップ、創作活動、講座等によって芸術に触れる人数
	9,763 人	10,000 人	

具体的取組

項目	①石央文化ホールの管理運営	V-(1)-① 文化振興課
内容	【概要】 石央文化ホールは、浜田地域の文化振興を図り各種芸術文化に関する公演・研究会等を通じ住民の芸術文化の振興に寄与することを目的とし、また、地域の芸術文化に関与する各種団体の発表の場としての利用促進のため設置された施設である。市民が身近に芸術に触れる機会を多く提供するとともに、潤いのある生活を実感できるよう務める役割も併せ持っている。 石央文化ホールの管理運営に関し、指定管理制度を利用し、施設設置目的に沿った成果が得られるよう指定管理者と協力し管理運営を進める。 【主な取組】 ◎市の芸術文化振興のための業務や自主事業の実施	
現状と課題	【現状】 施設開館から20年以上が経過し、施設設備の老朽化が進む。 平成23年度から平成28年度は、財団法人浜田市教育文化振興事業団を指定管理者として、施設管理、イベント等の自主事業が実施されている。 【課題】 施設の利用件数・利用人数が減少している。	利用人数 (51,560人)
目標	浜田地域の芸術文化の振興のための事業実施。 安定した施設経営のため、施設利用率の向上（集客力のある事業の企画と実施）。 計画的な施設設備の修繕、改修の実施。	利用人数 (55,000人)
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	②世界こども美術館の管理運営	V-(1)-② 文化振興課
内 容	【概要】 世界こども美術館は、主として次代を担う子どもたちの創造力を養い、感性を育むとともに、海外の子どもたちとの文化交流をはじめ、美術造形等の芸術家との直接的な交流を通じ、豊かで多様性のある活動を実施する目的として設置されている。また、子どもに限らず市民の知識及び芸術文化振興の意識を啓発できるような事業を実施することも求められている。 世界こども美術館の管理運営に関し、指定管理制度を利用し、施設設置目的に沿った成果が得られるよう指定管理者と協力し管理運営を進める。 【主な取組】 ◎子どもを対象とした創作活動 ◎世界の子どもの作品を展覧するアンデパンダン展の開催 ◎子どもや市民の芸術文化意識の向上のための各種事業の実施  国際交流ワークショップ こども美術館創作室において、オーストリアの指導者を講師として創作活動を行った。保育園児たちは線が描かれた板に色粘土を貼り付け、大きな魚の作品を制作した。	
現状と課題	【現状】 施設開館から18年が経過し、施設設備の老朽化が進む。 平成23年度から平成28年度は、公益財団法人浜田市教育文化振興事業団を指定管理者として、施設管理とともに、創作活動や多彩な自主事業が実施されている。 【課題】 入館者数が減少傾向にある。	
目標	次代を担う子どもたちの創造力を養い感性を育む事業の実施や子どもや市民の芸術文化意識の向上のための各種事業を実施し、入館者数の増加を図る。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	③石正美術館の管理運営	V-(1)-③ 文化振興課
内容	【概要】 石正美術館の管理運営は、三隅町出身の日本画家「石本正画伯」の作品を収蔵・展示し、市民や全国に向けて石本画伯の芸術と感動を発信し、継承することを目的として設置されている。また、三隅町発の無形文化遺産である石州半紙・石州和紙などを利用し、地域独自の芸術文化の発信拠点ともなっている。 石正美術館の管理運営に関し、指定管理制度を利用し、施設設置目的に沿った成果が得られるよう指定管理者と協力し管理運営を進める。 【主な取組】 ◎日本画家石本正画伯の作品を収蔵・展示 ◎展覧会事業や絵画教室等の実施	
現状と課題	【現状】 公益財団法人浜田市教育文化振興事業団を指定管理者として、施設管理とともに、展覧会事業や絵画教室等が実施されている。 【課題】 入館者数が減少傾向にある。	
目標	石本正画伯の作品の収蔵・展示を継続し、魅力ある展覧会事業や絵画教室等を行うとともに、ギャラリー展示にも積極的に取り組み、地域に開かれた美術館として入館者数の増加を図る。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	④市民による文化活動への支援	V-(1)-④ 文化振興課
内容	【概要】 市民の文化活動の振興を推進し、地域性豊かな文化の創造や文化意識の高揚を図るため、市美術展等の事業を実施するとともに、文化団体等の活動支援及び活動に対する各種助成制度の活用支援を進める。 【主な取組】 ◎市美術展の開催 ◎文化協会並びに文化団体等の活動への後援と助成制度の活用支援	
現状と課題	【現状】 市美術展の出品者の年齢層が高くなる傾向にあり、若い世代の出品者を増やす取組が求められる。 【課題】 市美術展では年度による波はあるものの出品数が減少傾向にあり、積極的な参加を促していく必要がある。	
目標	文化活動の振興と文化意識の高揚、観賞機会の拡充のため、従前の各種事業の継続的な実施とともに、各種助成の積極的な周知と、申請に関わる支援を行う。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	⑤子どもを育む文化振興	V-(1)-⑤ 文化振興課
内容	【概要】 次代を担う子どもに、プロによる生の演奏や舞踊など本物の芸術の鑑賞や体験する機会を提供し、豊かな情操を育むためスクールコンサートの実施等を支援する。 また、文化庁補助事業等（文化芸術による子供の育成事業〔巡回公演事業〕・〔派遣事業〕）の活用を促進し、小中学校による申請の支援を行う。 【主な取組】 ◎スクールコンサートの開催（学校巡回公演） ◎各種助成制度の活用に向けて、情報提供や申請支援  スクールコンサートの開催 「となりの国の打楽器と踊り」として、韓国の舞踊家・打楽器奏者が隣国の国の踊りや音楽を紹介。子どもたちは一緒に楽器と踊りを体験した。	
現状と課題	【現状】 スクールコンサートは児童・生徒の反響も良く、学校の評価も高いが、その年度での実施校が限られた公演となっている。 【課題】 文化庁補助事業の実施（申請から開催まで）は、各学校の自由意思によるところが大きく、児童・生徒全体が同時に体験できるものではない。	
目標	児童・生徒が芸術に触れる機会を提供し、文化活動の振興と文化意識の高揚、観賞機会の拡充に努める。現事業の継続的な実施とともに、児童・生徒の文化芸術に関する各種助成等の積極的な周知と、申請に関わる支援を行う。	
対象	未就学児・ 小学生 ・ 中学生 ・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

V 歴史・文化の伝承と創造

(2) 伝統文化の保存と継承

地域で受け継がれ、守られている石見神楽や田囃子等、伝統文化の保存・継承について、展覧会の開催や伝統文化フェスティバルの実施等により推進します。

また、伝統芸能等の体験機会を拡大するとともに、各種助成制度を活用して後継者の育成等を支援します。

総合振興計画目標

なし

具体的取組

項目	①伝統文化の保存と継承	V-(2)-① 文化振興課
内容	【概要】 地域で受け継がれてきた石見神楽や田囃子等、各団体が行う伝統芸能の事業について、事業後援や補助金を交付し活動を支援する。 また、伝統芸能を保存・継承していくために、各団体が行う後継者育成活動や用具整備等について、文化庁等の各種助成制度活用の申請支援を行う。 【主な取組】 ◎伝統芸能保存団体への補助金の交付 ◎各種助成制度の活用に向けて、情報提供や申請支援	
現状と課題	【現状】 各団体が行う伝統芸能事業の後援や田囃子の保存団体への補助金を交付し、活動の支援を行っている。 文化庁等が助成する事業について、募集や申請支援を行う。 【課題】 現状では各自治区がそれぞれ独自に行う取組にとどまっている。	
目標	各種支援により、伝統芸能、伝統文化の継承を図る。 団体の活動状況の把握、伝統文化活動等の周知・情報発信等を行い、伝統文化の継承を図る。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

V 歴史・文化の伝承と創造

(3) 文化財の調査・保存と活用

専門機関や識見者と連携して貴重な文化財や遺跡の計画的な調査と保存を進めるとともに、郷土の偉人の業績等の再発見と周知に努めます。

また、文化財の分布状況や価値等の調査・研究成果を市民に分かりやすく情報発信し、観光ルートや学習教材として活用し、地域への愛着や誇りが持てるように意識の醸成に努めます。

総合振興計画目標

目標	現状値	目標値	目標の説明
文化財の指定・登録件数の増加	平成26年度	平成33年度	国、県、市が指定した文化財の件数
	66 件	70 件	

具体的取組

項目	①文化財の収集・保存	V-(3)-① 文化振興課
内 容	【概 要】 浜田固有の地域財産である文化財を網羅的に収集、把握し、調査研究を図るとともに、その成果を蓄積することで、情報提供等の活用が円滑に図られるように努める。また、特に重要な文化財については指定し、後世に伝える。 【主な取組】 ◎専門機関等との協力・共同調査研究業務 ◎文化財指定に係る調査業務	
現 状 と 課 題	【現 状】 文化財の調査研究については、関係機関との連携を図り、情報収集とその蓄積に努めている。また、文化財の指定についても市町村合併後、第2次指定まで行っている。 【課 題】 調査・研究を行う人材育成に取り組む必要性に迫られている。	
目 標	専門機関等への協力や調査研究の充実 調査研究成果の蓄積 文化財指定の推進	
対 象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	②文化財の活用	V-(3)-② 文化振興課
内容	【概要】 文化財の調査研究成果を基に活用を図り、子どもたちをはじめ、市民の方々が郷土への愛着や誇りが持てるように取り組むとともに、浜田の歴史・文化に関する市内外からの照会等に対して、情報提供等の協力、支援を行う。 【主な取組】 ◎歴史・文化に関する照会等の協力 ◎学校や地域団体等への研修や情報提供等の支援、協力	
現状と課題	【現状】 文化財の活用については、市内外を問わず、機会を捉えて取り組んでいる。また、HPの充実に取り組んでいる。 【課題】 子どもたちや市民等への情報発信を充実させるための仕組みを築く必要がある。	
目標	文化財の調査研究成果を基に各種情報媒体への協力、支援を含め、文化財情報の公開と発信を進めることにより、市民の方々が郷土への愛着や誇りを持てるようにする。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	③各指定文化財の管理	V-(3)-③ 文化振興課
内容	【概要】 貴重な文化財を保護し、将来にわたって保護、活用が図られるように、行政、所有者、地域が一体となって管理に努める。また、ユネスコの無形文化遺産である石州半紙の伝承を図るため、石州半紙技術者会と連携して後継者育成に努める。 【主な取組】 ◎指定文化財への補助金交付業務 ◎指定文化財に対する保存処置の実施 ◎指定文化財の維持管理業務 ◎石州半紙後継者育成支援	
現状と課題	【現状】 指定文化財を管理し、保護には所有者の理解と地域の協力が必要である。 【課題】 指定文化財の維持管理、保存経費の軽減のため、補助金の交付を継続的に実施していくことが必要である。 専門機関の助言、協力を受け、適切な処置を講ずることも求められている。	
目標	文化財が市民共有の財産であるという意識を高め、文化財所有者、地域と連携し、指定文化財が将来にわたって保護、活用が図られるよう努める。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・ 成人 ・ 高齢者 ・(文化財所有者)	

項目	④市内遺跡発掘調査事業	V-(3)-④ 文化振興課
内容	【概要】 計画的に分布調査や発掘調査等を実施することにより、埋蔵文化財を把握し、各種開発事業との円滑な調整を図る。また、遺跡台帳を整備し、基本情報の取得が容易に行えるように取り組む。 【主な取組】 ◎開発計画に対する分布調査や試掘調査の実施 ◎調査報告書の作成と刊行及び全国関係機関への情報提供	
現状と課題	【現状】 各種開発事業と文化財の保護について、円滑な調整を図るとともに、報告者やインターネットにおいて、埋蔵文化財位置情報の公開を行い、開発事業者に周知を図っている。 【課題】 今後、浜田城跡など、テーマを絞った調査事業が出来るよう検討していく必要がある。	
目標	計画的な調査により、埋蔵文化財の把握に努め、浜田市内の各種開発事業との円滑な調整を行う。 また、調査成果を公開し、活用を図る。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

項目	⑤市誌編纂事業	V－(3)－⑤ 文化振興課
内容	【概要】 市誌編纂時の効率的な編集・作成に備え、散逸する資料の収集、整理に努めている。 【主な取組】 ◎収集、整理、調査研究業務 ◎各種研修会等への協力、普及	
現状と課題	【現状】 専門的知識を有する嘱託職員を配置し、着実に資料収集が図られている。近年寄附古文書が増え、膨大な資料整理に追われる状況になってきている。 【課題】 資料の把握については、各自治区により偏りが著しく、継続して資料の把握に努めなければならない。	
目標	市誌編纂時の効率的な編集・作成に備え、全市的な資料の収集、整理、調査研究を行い、その成果を活用していくとともに、広く情報発信を行う。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・ 成人 ・ 高齢者 ・（ ）	

V 歴史・文化の伝承と創造

(4) 地域文化の交流拠点づくり

平成 31 年の浜田開府 400 年を機に、浜田藩や津和野藩をはじめ、石見神楽の歴史やユネスコ無形文化遺産「石州半紙」等の伝統文化資源を活用し、浜田の魅力を市内外に発信できる地域文化交流拠点について検討し、整備します。

総合振興計画目標

なし

具体的取組

項目	①（仮称）浜田歴史神楽資料館整備事業	V－(4)－① 文化振興課
内容	【概要】 現在、資料館等については、5 館 1 室が設置されているが、効果的な施設管理、運用を図るため、再配置計画を検討するとともに、浜田全体の歴史、文化を紹介する（仮称）浜田歴史神楽資料館の整備について、検討を進める。 【主な取組】 ◎既設資料館等の再配置計画の検討 ◎（仮称）浜田歴史神楽資料館整備の検討	
現状と課題	【現状】 既設資料館等については、指定管理者制度を導入する 3 施設と直営の 3 施設があり、これらの維持管理と活用に努めている。 【課題】 （仮称）浜田歴史神楽資料館整備については、その在り方や内容について「浜田城周辺整備検討会」において議論が進められており、その審議等を踏まえながら検討を進める。	
目標	5 館 1 室の既設資料館等の有効な配置を検討する。 「浜田城周辺整備検討会」の審議等を踏まえ、（仮称）浜田歴史神楽資料館の整備を実施する。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・（ ）	

項目	②浜田城周辺整備事業	V-(4)-② 文化振興課
内容	【概要】 浜田城周辺を整備することにより、子どもたちをはじめ、市民や観光客が浜田に対して愛着や誇りが持てるように検討し、環境づくりを図る。 【主な取組】 ◎浜田城周辺整備事業の検討	
現状と課題	【現状】 浜田城周辺整備事業については、浜田城の石垣調査や樹木調査等も進めている。 【課題】 浜田城周辺整備事業については、その在り方や内容について「浜田城周辺整備検討会」において議論が進められており、その審議等を踏まえながら検討をし、整備を進める。	
目標	浜田城及び周辺を整備することにより、子どもたちをはじめ、市民や観光客が浜田に対して愛着や誇りが持てるような環境づくりを行う。	
対象	未就学児・小学生・中学生・高校生・大学生・成人・高齢者・()	

第 4 章 資料編

10. 浜田市教育大綱

平成 27 年 12 月 16 日 策定

浜田市教育大綱

理 念

「夢を持ち郷土を愛する人を育みます」

自ら学び高めあう学習活動を推進し、郷土に誇りを持った次世代を担う人づくりを目指します。

施策の柱

1 学校教育の充実

子どもの「生きる力」を育むため、学ぶ意義を深め、学ぶ意欲を高めるとともに、学習の基礎となる国語力の向上に努め、基礎学力の向上に加え、思考力、判断力、表現力などの幅広い学力の向上を図ります。

2 家庭教育支援の推進

子どもを取り巻く環境の変化を受け、学校、家庭、地域が一体となり、次世代を担う子どもの育ちを支えるため、家庭教育支援の充実と青少年の健全育成を進めます。

子育てにおける「親としての役割」や「子どもへのかかわり」について、気づきを促す学習機会を提供し、家庭教育支援を推進します。

3 社会教育の推進

「ふるさと郷育」を通して、子どもの生きる力を育成し、ふるさとを愛する心を育てます。また、子どもの育ちを地域ぐるみで支えることで、地域人材の育成支援や地域の活性化を進めます。

4 生涯スポーツの振興

幼児から大人まで、それぞれの世代に応じた心身の健康を養うスポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、スポーツ精神の高揚や競技力の向上を図ります。

5 歴史・文化の伝承と創造

郷土の歴史や文化・芸術をより身近に感じ、楽しみながら豊かな心を創造できるよう、文化・芸術活動の活性化を図ります。また、伝統文化や文化財等の保存や活用とともに次世代への継承を図ります。

浜田市教育大綱の主要施策

浜田市教育大綱は、「夢を持ち郷土を愛する人を育みます」を理念とし、5つの施策の柱からなる大綱としました。

5つの施策の柱には、取組まなければならない主要施策を掲げ、自ら学び高めあう学習活動を推進し、夢と郷土に誇りを持った次世代を担う人づくりを目指します。

1 「学校教育の充実」

- ① 生きる力の育成
- ② 一人ひとりを大切にする教育の推進
- ③ 食育と体づくりの推進

2 「家庭教育支援の推進」

- ① 家庭教育支援の充実
- ② 青少年の健全育成

3 「社会教育の推進」

- ① ふるさと郷育の推進
- ② 公民館における人材育成と拠点整備
- ③ 図書館サービスの充実

4 「生涯スポーツの振興」

- ① スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ② スポーツ精神の高揚と競技力の向上
- ③ スポーツ・レクリエーション環境の整備

5 「歴史・文化の伝承と創造」

- ① 芸術・文化の振興
- ② 伝統文化の保存と継承
- ③ 文化財の調査・保存と活用
- ④ 地域文化の交流拠点づくり

1 「学校教育の充実」

① 生きる力の育成

ふるさとの教育資源を活用し、学ぶことと社会とのつながりを意識した教育を行います。地域住民・企業と協力し、ふるさとを愛し、ふるさとに貢献しようとする人材育成を図ります。

思考力・判断力・表現力の向上に努めるとともに、自ら課題を発見し、その解決に向けて主体的・協働的に探求する力を育むため、言語活動の充実やその基盤となる国語力の向上に努めます。

教員の資質向上に努め、学び合い、認め合い、高まりあう気風を醸成するとともに、学力調査の実施を通して実態を把握し、基礎学力の定着、小中学校 9 年間を見通した教育を推進するなど、本市の教育力の向上を目指します。

また、安全で安心な教育を推進するため、学校教育施設等の環境整備に努めます。

〈主な事業・取組〉

- ふるさと郷育、キャリア教育、自然体験活動の推進
- 学校図書館の支援
- 学力向上総合対策事業
(国語教育の充実、授業力向上研修、学校図書館活用推進、プリント学習支援等)
- 小中連携教育推進事業
- ICT教育整備事業
- 外国語指導助手の招致
- 土曜学習支援事業

② 一人ひとりを大切にする教育の推進

いじめ等の問題行動の未然防止、早期発見、早期対応と、不登校の解消に向けて、児童・生徒とその家庭への指導や相談などの支援を行います。

また、教育上特別な配慮を必要とする児童・生徒の実態掌握に努め、持てる力を活かせるよう、個々に対応した支援を推進します。

そして、子どもの貧困対策として、経済的支援を行うとともに、児童・生徒とその保護者に対する面談などを行い、教育相談の充実を図ります。

〈主な事業・取組〉

- 児童生徒健全育成事業
- 問題行動、いじめ等の指導相談
- 人権意識高揚の推進
- 親学プログラムの実施
- 特別支援教育推進事業
- 要保護・準要保護児童生徒就学援助

③ 食育と体づくりの推進

健康で安全な生活を自ら実践できる児童・生徒を育成するため、食育を推進するとともに、学校給食での地産地消を推進します。

また、教育活動全体を通して、児童・生徒が自ら運動に親しみ体力や運動能力の向上を図るとともに、小中学校体育連盟主催の大会等を支援します。

〈主な事業・取組〉

- 食育推進事業
- 学校給食での地産地消の推進
- 学校体育大会支援事業

2「家庭教育支援の推進」

① 家庭教育支援の充実

子どもの基本的な生活習慣を身に付ける家庭の役割を踏まえ、学校やPTAを通じて、適当なメディアとの接触時間を含めた生活習慣の定着や規範意識の醸成に向けた学習機会の提供に取り組みます。

また、島根県の「親学プログラム」を活用し、親としての役割や子どもとの関わり方について気づきを促す学習機会の提供などの家庭教育支援を推進します。

〈主な事業・取組〉

- 親学プログラムの実施
- 家庭教育支援チームの結成
- つなぐ、つながる事業（三世代交流事業・通学合宿支援事業）
- 「家読」の推進

② 青少年の健全育成

地域の子ども会や青少年健全育成団体などの子どもたちの社会体験活動を支援し、これらの団体と連携しながら、市民の主体的な青少年健全育成活動の活性化と発展に取り組みます。

また、青少年が健やかに成長し自立した生活が送れるよう、青少年サポートセンターを相談窓口とした育成支援に取り組みます。

〈主な事業・取組〉

- 関係協議会等への補助事業
- 青少年団体育成補助事業

3「社会教育の推進」

① ふるさと郷育の推進

子どもの育ちを地域ぐるみで支えるため、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、中学校区ごとのネットワークでつなげ、相互に支援し合います。

「ふるさと郷育」を通して、子どもの生きる力を育成し、ふるさとを愛する心を育てます。また、地域住民が学んだことを活かせるような場づくりを支援します。

学校や家庭、地域、行政が連携・協働・融合したネットワークを形成し、市民一体となった教育体制を構築します。

〈主な事業・取組〉

- 浜田市の人物読本の紹介・活用
- ふるさと再発見事業
- つなぐ、つながる事業（三世代交流事業、通学合宿支援）
- ふるさと教育推進事業

- 学校支援・放課後支援・家庭教育支援事業
- 土曜学習支援事業
- 自然体験活動の推進

② 公民館における人材育成と拠点整備

公民館の役割を明確にし、地域課題の解決に資する人づくりを目指した学びの機会を充実します。

地域住民による学習の実践や地域独自の特色ある取組を支援し、住民が主体的に地域課題の解決に取り組む意識を高め、地域人材の育成支援を進めます。

また、社会教育を推進する拠点施設として、公民館施設の改修や整備を行います。

〈主な事業・取組〉

- 公民館活動推進事業
- 地域課題の解決支援事業
- 人権・同和問題学習活動
- 公民館施設改修事業

③ 図書館サービスの充実

幅広い世代に図書館を利用してもらい、読書活動が進むよう、郷土の歴史・風俗や人物等に関する資料収集を含む多様な分野の図書の所蔵に努めます。

また、利用者の様々な相談や要望に対応できるレファレンスサービスの充実に努めるとともに、読み聞かせ等の市民ボランティアと連携した図書館機能の更なる向上に取り組みます。

〈主な事業・取組〉

- 多様な分野の図書の充実
- レファレンスサービスの充実
- 「特集展示」コーナーの充実
- ボランティア登録者数の増加
- 移動図書館車・簡易閲覧所の運用
- 子どもの読書週間、秋の読書週間での読書活動推進事業

4 「生涯スポーツの振興」

① スポーツ・レクリエーション活動の推進

一人ひとりのライフスタイルに応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる機会の充実に取り組みます。

また、スポーツリーダーの人材育成と資質の向上に取り組み、スポーツ関係団体やスポーツ推進委員との連携によるスポーツ・レクリエーション活動推進体制の充実を図ります。

〈主な事業・取組〉

- 総合スポーツ大会の開催

② スポーツ精神の高揚と競技力の向上

スポーツ少年団活動や「J F A 夢の教室」の開催を通じて、年少者に対する礼節の尊重や友情を育む心を養う等のスポーツ精神の高揚を図ります。

また、各種大規模な大会を誘致し、競技力の向上と競技人口の拡大を図るとともに、トップアスリートによる教室を開催するなど、高いレベルのスポーツに触れる機会の充実に向けて取り組みます。

〈主な事業・取組〉

- 「J F A夢の教室」の開催
- トップアスリートによる各種スポーツ教室の開催

③ スポーツ・レクリエーション環境の整備

地域住民に学校体育施設を開放し、身近で使いやすい施設運営を進めます。

市民が気軽にスポーツに親しむ場として、既存の施設や組織を活用し、学校の運動部活動との連携を図り、各種スポーツ活動を推進します。

また、各種軽スポーツ活動を活かした生きがいづくり活動を推進します。

一方で、老朽化した各施設や設備の安全対策と計画的な整備・充実に努めます。特に東公園内の運動施設については、移転も含め整備の検討を行います。

〈主な事業・取組〉

- 学校開放事業
- 軽スポーツ活動の推進

5 「歴史・文化の伝承と創造」

① 芸術・文化の振興

石央文化ホールの収容力を活かして、大・中規模な公演や市民参加型イベントなどを開催し、日常的に芸術文化に触れる機会の充実に取り組みます。

世界こども美術館や石正美術館において、芸術の鑑賞や創作活動、講座、ワークショップ等を開催し、文化芸術の創造性を高めます。

美術展や文化祭などの市民団体イベントの開催を支援し、市民が主体となった文化活動を推進するとともに、施設の利用促進に努めます。

子どもたちに本物の芸術を鑑賞してもらえよう、各種助成制度を活用した巡回公演等の開催支援を行います。

〈主な事業・取組〉

- 石央文化ホールの管理運営
- 世界こども美術館の管理運営
- 石正美術館の管理運営
- 文化振興事業

② 伝統文化の保存と継承

地域で受け継がれ、守られている石見神楽や田囃子等、伝統文化の保存・継承について、展覧会の開催や伝統文化フェスティバルの実施等により推進します。

また、伝統芸能等の体験機会を拡大するとともに、各種助成制度を活用して後継者の育成等を支援します。

〈主な事業・取組〉

- 文化振興事業

③ 文化財の調査・保存と活用

専門機関や識見者と連携して貴重な文化財や遺跡の計画的な調査と保存を進めるとともに、郷土の偉人の業績などの再発見と周知に努めます。

また、文化財の分布状況や価値などの調査・研究成果を市民に分かりやすく情報発信し、観光ルートや学習教材として活用し、地域への愛着や誇りが持てるように意識の醸成に努めます。

〈主な事業・取組〉

- 文化財保存事業
- 市内遺跡発掘調査事業
- 各指定文化財の管理
- 市誌編纂事業

④ 地域文化の交流拠点づくり

平成 31 年の浜田開府 400 年を機に、浜田藩や津和野藩をはじめ、石見神楽の歴史やユネスコ無形文化遺産「石州半紙」等の伝統文化資源を活用し、浜田の魅力を市内外に発信できる地域文化交流拠点を整備します。

〈主な事業・取組〉

- （仮称）浜田歴史神楽資料館整備事業
- 浜田城周辺整備事業

1 1. 各種資料等

(1) 学校施設概要

① 市立小学校

(単位：面積㎡)

小学校名	所在地	電話番号	校地面積	校舎			屋内運動場		
				建築年	面積	構造	建築年	面積	構造
原井小学校	港町208番地	22-0863	18,735	H17	4,538	R	H17	939	R
雲雀丘小学校	原井町1045番地	22-1141	10,258	S31	1,849	W	S34	467	R
松原小学校	浅井町1415番地2	22-0262	38,033	S52	5,192	R	S52	1,267	R
石見小学校	黒川町3738番地4	22-0512	13,098	S39	5,260	R	S40	891	S
美川小学校	内田町1020番地	27-0802	7,996	S15	1,759	W	S48	377	S
周布小学校	周布町イ63番地3	27-1006	13,820	H 1	3,750	R	H 3	919	W
長浜小学校	長浜町1番地	27-0221	15,794	H23	4,872	R	S57	1,248	R
国府小学校	下府町2164番地81	28-0028	19,998	H26	5,029	R	H26	1,302	R
三階小学校	竹迫町2396番地2	23-2400	25,509	H 2	3,138	R	H 4	919	W
雲城小学校	金城町下来原1541番地5	42-0006	16,334	S40	2,281	R	S44	528	S
今福小学校	金城町今福1425番地5	42-0304	9,522	S46	1,532	R	H 4	669	R
波佐小学校	金城町波佐イ558番地2	44-0028	10,406	H 2	1,594	R	S56	680	S
今市小学校 ※	旭町今市615番地	45-0014	11,343	S56	2,659	R	S41	448	S
旭小学校 ※	旭町丸原1517番地4	45-0014	17,145	H27	3,735	R	H27	896	S
弥栄小学校	弥栄町長安本郷325番地1	48-2210	12,354	H15	2,764	R	S49	651	S
三隅小学校	三隅町古市場450番地	32-4040	27,601	H 9	5,740	R	H 9	1,348	R
岡見小学校	三隅町岡見4743番地	32-0403	47,229	S61	2,199	R	S62	812	R

※今市小学校は平成27年度で閉校、旭小学校は平成28年度から開校。

※構造記号：R（鉄筋コンクリート造）、S（鉄骨造）、W（木造）

② 市立中学校

(単位：面積㎡)

中学校名	所在地	電話番号	校地面積	校舎			屋内運動場		
				建築年	面積	構造	建築年	面積	構造
第一中学校	黒川町3745番地	22-0946	28,463	S55	6,742	R	S56	1,820	R
第二中学校	原井町963番地15	22-1268	32,977	S46	5,685	R	S47	1,128	R
第三中学校	日脚町572番地	27-1150	81,921	H 6	5,269	R	H 7	1,315	W
第四中学校	内田町1050番地	27-0813	9,269	S29	1,916	W	S37	702	W
浜田東中学校	下府町699番地	28-3210	31,392	H10	3,975	R	H11	1,234	R
金城中学校	金城町下来原1402番地6	42-0044	48,381	S49	2,929	R	S49	1,143	S
旭中学校	旭町今市1354番地	45-0076	17,570	S55	2,649	R	S55	1,273	S
弥栄中学校	弥栄町木都賀イ2735番地	48-2239	25,104	S43	1,817	R	H26	1,009	R
三隅中学校	三隅町古市場1991番地	32-0062	44,736	H12	4,683	R	H12	1,376	R

③ 市立幼稚園

(単位：面積㎡)

幼稚園名	所在地	電話番号	園地面積	園舎		
				建築年	面積	構造
原井幼稚園	高田町65番地6	22-0076	2,364	S40	808	W
石見幼稚園	黒川町3753番地	22-0493	3,346	S47	915	W
長浜幼稚園	熱田町820番地1	27-0575	3,113	S59	892	R
美川幼稚園	内田町1117番地2	26-0185	1,861	S61	447	S

④ 私立幼稚園

幼稚園名	所在地	電話番号
夕日ヶ丘聖母幼稚園	殿町55番地1	22-3328

(2) 平成27年度 園児・児童・生徒数一覧

① 市立小学校

(単位:人)

学校名	平成27年度									平成26年度	増減
	種別	1年	2年	3年	4年	5年	6年	特	合計	合計	
原井小	児童数	40	(3) 21	(2) 34	(1) 27	39	(1) 30	7	198	201	△ 3
	学級数	2	1	1	1	2	1	3	[3] 11	[3] 11	0
雲雀丘小	児童数	16	8	15	15	20	13	0	87	93	△ 6
	学級数	1	1	1	1	1	1	0	[0] 6	[0] 6	0
松原小	児童数	(1) 20	25	(1) 31	(1) 29	38	(3) 35	6	184	208	△ 24
	学級数	1	1	1	1	2	1	2	[2] 9	[2] 10	△ 1
石見小	児童数	61	65	57	61	(2) 65	(2) 70	4	383	395	△ 12
	学級数	3	3	2	2	2	2	2	[2] 16	[2] 15	1
美川小	児童数	5	10	10	(1) 12	15	13	1	66	74	△ 8
	学級数	1	1	1	1	1	1	1	[1] 7	[1] 7	0
周布小	児童数	(3) 55	(2) 52	51	52	52	(1) 59	6	327	321	6
	学級数	2	2	2	2	2	2	2	[2] 14	[2] 14	0
長浜小	児童数	39	(2) 41	(1) 35	(1) 47	(1) 43	(1) 50	6	261	261	0
	学級数	2	2	1	2	2	2	2	[2] 13	[3] 14	△ 1
上府小	児童数								0	89	△ 89
	学級数								[0] 0	[2] 8	△ 8
国府小	児童数	(3) 45	(2) 56	59	52	(3) 59	(2) 51	10	332	229	103
	学級数	2	2	2	2	2	2	3	[3] 15	[2] 12	3
有福小	児童数								0	14	△ 14
	学級数								[0] 0	[1] 4	△ 4
三階小	児童数	45	44	(2) 34	40	(1) 32	46	3	244	245	△ 1
	学級数	2	2	1	2	1	2	2	[2] 12	[2] 13	△ 1
雲城小	児童数	(2) 25	(1) 20	(1) 29	(1) 12	31	23	5	145	144	1
	学級数	1	1	1	1	1	1	2	[2] 8	[1] 8	0
今福小	児童数	10	10	8	7	5	3	0	43	41	2
	学級数	1	1		1		1	0	[0] 4	[1] 5	△ 1
波佐小	児童数	3	4	3	4	2		0	16	18	△ 2
	学級数		1		1	1		0	[0] 3	[0] 3	0
今市小	児童数	23	22	14	12	(1) 22	22	1	116	114	2
	学級数	1	1	1	1	1	1	1	[1] 7	[1] 7	0
弥栄小	児童数	7	6	(1) 8	(1) 5	5	6	2	39	47	△ 8
	学級数	1	1		1		1	1	[1] 5	[1] 6	△ 1
三隅小	児童数	32	37	40	(1) 26	(2) 31	(2) 23	5	194	193	1
	学級数	2	2	2	1	1	1	2	[2] 11	[2] 10	1
岡見小	児童数	7	7	4	12	13	12	0	55	58	△ 3
	学級数	1	1		1	1	1	0	[0] 5	[0] 6	△ 1
計	児童数	(9) 433	(10) 428	(8) 432	(7) 413	(10) 472	(12) 456	56	2,690	2,745	△ 55
	学級数	23	23	16	21	20	20	23	[23] 146	[26] 159	△ 13

※()は第81条の学級に入る児童の外数 []は第81条の学級の内数

※第1・2学年は30人学級編制、該当校:石見小1・2学年、三隅小1・2学年

※第3・4・5学年は35人学級編制、該当校:原井小5学年、松原小5学年、三階小4学年、三隅小3学年

※事務職員未配置→波佐小

② 市立中学校

(単位:人)

学校名	平成27年度						平成26年度	増減
	種別	1年	2年	3年	特	合計	合計	
第一中	生徒数	139	(3) 135	(1) 131	4	409	402	7
	学級数	4	4	4	2	[2] 14	[2] 14	0
第二中	生徒数	(2) 53	(2) 46	51	4	154	159	△ 5
	学級数	2	2	2	2	[2] 8	[2] 8	0
第三中	生徒数	(2) 80	(1) 114	(1) 103	4	301	308	△ 7
	学級数	3	4	3	2	[2] 12	[1] 11	1
第四中	生徒数	9	12	12	0	33	40	△ 7
	学級数	1	1	1	0	[0] 3	[0] 3	0
浜田東中	生徒数	(2) 44	(3) 43	(3) 42	8	137	133	4
	学級数	2	2	2	2	[2] 8	[2] 8	0
金城中	生徒数	(2) 41	35	49	2	127	115	12
	学級数	2	1	2	2	[2] 7	[0] 5	2
旭中	生徒数	15	(2) 22	13	2	52	55	△ 3
	学級数	1	1	1	2	[2] 5	[2] 5	0
弥栄中	生徒数	14	(1) 11	12	1	38	34	4
	学級数	1	1	1	1	[1] 4	[1] 4	0
三隅中	生徒数	(1) 38	(1) 53	(1) 41	3	135	150	△ 15
	学級数	2	2	2	2	[2] 8	[2] 8	0
計	生徒数	(9) 433	(13) 471	(6) 454	28	1,386	1,396	△ 10
	学級数	18	18	18	15	[15] 69	[12] 66	3

③ 市立幼稚園

(単位:人)

園 名	平成27年度						平成26年度	増減
	種別	1年保育 (5歳児)	2年保育 (4歳児)	3年保育 (3歳児)	特別支援 保育	合計	合計	
原井幼稚園	園児数	12	4	6	1	23	24	△ 1
	定員数	25		20	5	50	95	△ 45
石見幼稚園	園児数	22	24	19		65	63	2
	定員数	70	70	20		160	160	0
長浜幼稚園	園児数	7	15	11		33	26	7
	定員数	25		20		45	45	0
美川幼稚園	園児数	8	6	8		22	20	2
	定員数	25		20		45	45	0
計	園児数	49	49	44	1	142	133	10
	定員数	145	70	80	5	300	345	△ 45

(3) 平成7年度～平成33年度 児童・生徒数推移

(単位：人)

年度		H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
小学校	浜田市	3,242	3,199	3,078	3,028	2,940	2,859	2,828	2,716	2,676	2,639	2,582
	金城町	400	373	361	358	337	308	286	280	251	247	222
	旭町	209	204	200	188	172	155	137	126	110	109	105
	弥栄町	92	86	86	93	81	86	91	90	89	82	83
	三隅町	578	536	527	484	453	425	401	397	372	348	322
	計	4,521	4,398	4,252	4,151	3,983	3,833	3,743	3,609	3,498	3,425	3,314
中学校	浜田市	1,735	1,688	1,637	1,648	1,594	1,565	1,515	1,507	1,473	1,438	1,373
	金城町	231	219	212	198	193	194	194	175	172	163	160
	旭町	110	109	107	101	105	107	109	99	94	79	69
	弥栄町	72	62	53	49	46	41	39	35	37	44	41
	三隅町	317	329	305	316	296	287	267	236	231	216	217
	計	2,465	2,407	2,314	2,312	2,234	2,194	2,124	2,052	2,007	1,940	1,860
小・中学校合計		6,986	6,805	6,566	6,463	6,217	6,027	5,867	5,661	5,505	5,365	5,174
前年度との差			△ 181	△ 239	△ 103	△ 246	△ 190	△ 160	△ 206	△ 156	△ 140	△ 191

年度		H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27
小学校	浜田市	2,469	2,359	2,296	2,233	2,202	2,219	2,201	2,195	2,130	2,082
	金城町	214	228	224	230	206	217	214	207	203	204
	旭町	103	96	101	110	113	129	122	117	114	116
	弥栄町	77	71	77	81	66	63	58	55	47	39
	三隅町	318	303	305	286	272	278	260	260	251	249
	計	3,181	3,057	3,003	2,940	2,859	2,906	2,855	2,834	2,745	2,690
中学校	浜田市	1,342	1,326	1,239	1,216	1,165	1,160	1,110	1,062	1,042	1,034
	金城町	139	124	116	111	121	111	103	106	115	127
	旭町	56	56	55	56	58	55	54	46	55	52
	弥栄町	44	40	38	34	36	40	38	32	34	38
	三隅町	191	178	170	168	161	141	135	134	150	135
	計	1,772	1,724	1,618	1,585	1,541	1,507	1,440	1,380	1,396	1,386
小・中学校合計		4,953	4,781	4,621	4,525	4,400	4,413	4,295	4,214	4,141	4,076
前年度との差		△ 221	△ 172	△ 160	△ 96	△ 125	13	△ 118	△ 81	△ 73	△ 65

年度	H28	H29	H30	H31	H32	H33
小学校	2,679	2,669	2,692	2,698	2,682	2,683
中学校	1,400	1,423	1,410	1,383	1,332	1,357
小・中学校合計	4,079	4,092	4,102	4,081	4,014	4,040
前年度との差	3	13	10	△ 21	△ 67	26

※H28～H33の推計人数は、H27時点の0歳児から5歳児の人数を用いている。

(4) 社会教育施設概要

① 生涯学習施設

施設名	設置者	場所	電話	備考
浜田公民館	浜田市	殿町6番1	22-9358	市庁舎併設
石見公民館	〃	黒川町132番地2	22-1380	
長浜公民館	〃	熱田町1441番地18	27-4614	
周布公民館	〃	周布町イ374番地	27-0058	
美川公民館	〃	内村町592番地1	27-3657	
国府公民館	〃	国分町1981番地136	28-1270	
大麻公民館	〃	西村町1038番地8	27-0897	
石見公民館宇津井分館	〃	宇津井町529番地	42-1309	
石見公民館細谷分館	〃	三階町376番地	22-7531	
石見公民館長見分館	〃	長見町956番地2	22-5323	
石見公民館後野分館	〃	後野町779番地2	23-2419	
石見公民館佐野分館	〃	佐野町イ337番地1	42-0689	
美川公民館東分館	〃	鍋石町530番地3	27-3828	
美川公民館西分館	〃	田橋町494番地2	27-3503	
国府公民館宇野分館	〃	宇野町281番地3	28-2646	
国府公民館有福分館	〃	下有福町26番地1	28-2841	
雲城公民館	〃	金城町下来原171番地	42-2076	
今福公民館	〃	金城町今福105番地2	42-2083	
美又公民館	〃	金城町迫原176番地	42-1704	
久佐公民館	〃	金城町久佐イ575番地7	42-2666	
波佐公民館	〃	金城町波佐イ441番地1	44-0146	
小国公民館	〃	金城町小国イ160番地1	44-0254	
今市公民館	〃	旭町今市641番地1	45-1757	
木田公民館	〃	旭町木田219番地13	45-1105	
和田公民館	〃	旭町和田1284番地	45-1918	
都川公民館	〃	旭町都川889番地	47-0001	
市木公民館	〃	旭町市木2919番地2	47-0077	
杵束公民館	〃	弥栄町木都賀イ528番地1	48-2258	
安城公民館	〃	弥栄町長安本郷544番地の1	48-2917	
三隅公民館	〃	三隅町向野田581番地	32-0500	
三保公民館	〃	三隅町湊浦120番地	32-0314	
岡見公民館	〃	三隅町岡見516番地	32-2298	

施設名	設置者	場所	電話	備考
井野公民館	浜田市	三隅町井野へ1816番地2	34-0007	
黒沢公民館	〃	三隅町下古和1518番地	35-1509	
白砂公民館	〃	三隅町折居883番地	32-1288	
中央図書館	〃	黒川町3748番地1	22-0480	
金城図書館	〃	金城町下来原171番地	42-1823	
旭図書館	〃	旭町今市633番地1	45-1439	
弥栄図書館	〃	弥栄町木都賀イ528番地1	48-2258	
三隅図書館	〃	三隅町古市場2002番地	32-0338	
和泉集会所	〃	日脚町218番地		

② 社会体育施設

施設名	設置者	場所	電話	備考
サンビレッジ浜田 (屋内スケート場)	浜田市	上府町イ2457番地	28-1300	
サンマリン浜田 (浜田勤労福祉センター)	〃	原井町3050番地	22-0082	
野球場	〃	黒川町3738番地1	22-2310	
陸上競技場	〃	黒川町3739番地	22-2310	
庭球場	〃	黒川町3735番地1	22-2310	
健康増進センター	〃	松原町277番地6	25-9721	
ふれあい広場	〃	黒川町3738番地1	22-2310	
金城総合運動公園	〃	金城町七条イ982番地	42-1238	
今福スポーツ広場	〃	金城町今福1469番地2	42-2141	
旭公園市民体育館	〃	旭町今市1007番地4	45-1440	
フットサルやさか競技場	〃	弥栄町長安本郷399番地1	25-9721	
三隅B&G海洋センター	〃	三隅町西河内1240番地1	32-2565	

③ 文化施設等

施設名	設置者	場所	電話	備考
石央文化ホール	浜田市	黒川町4175番地	22-2100	
世界こども美術館	〃	野原町859番地1	23-8451	
石正美術館	〃	三隅町古市場589番地	32-4388	

施設名	設置者	場所	電話	備考
浜田郷土資料館	浜田市	黒川町3746番地3	23-6453	
金城民俗資料館	〃	金城町波佐イ426番地1	44-0146	
金城歴史民俗資料館	〃	金城町波佐イ438番地1	44-1046	
旭歴史民俗資料館	〃	旭町今市626番地1		
弥栄郷土資料展示室	〃	弥栄町長安本郷325番地1		
三隅歴史民俗資料館	〃	三隅町三隅1539番地1		
旭ふるさと歴史公園	〃	旭町本郷362番地9		
島村抱月生誕地顕彰の杜公園	〃	金城町小国イ462番地 外		
島村抱月文学碑公園	〃	金城町久佐イ108番地		
島村抱月先生の碑公園	〃	金城町今福1499番地1		

(5) 浜田市内文化財一覧

① 国指定文化財

番号	種別	指定年月日	名称	所在地	所有者
1	彫刻	大 9. 4. 15	木造阿弥陀如来立像	松原町	心覚院
2	工芸技術	昭44. 4. 15	石州半紙	三隅町古市場	石州半紙技術者会
3	有形民俗	昭46. 12. 15	波佐の山村生産用具	金城町波佐	西中国山地民具を守る会
4	史跡	大10. 3. 3	石見国分寺跡	国分町	金蔵寺
5	史跡	昭11. 12. 16	周布古墳	治和町	個人
6	史跡	昭12. 6. 15	下府廃寺塔跡	下府町	浜田市
7	天然記念	昭 7. 3. 25	石見畳ヶ浦	国分町	国・市・民
8	天然記念	昭10. 4. 11	三隅大平桜	三隅町矢原	個人

② 島根県指定文化財

番号	種別	指定年月日	名称	所在地	所有者
9	絵画	昭47. 7. 28	紙本墨画淡彩大麻山縁起	三隅町室谷	大麻山神社
10	彫刻	昭37. 6. 12	木造雨宝童子立像	三隅町三隅	正法寺
11	彫刻	昭42. 5. 30	木造天部像群	生湯町	多陀寺
12	彫刻	昭43. 6. 7	木造薬師如来坐像	三隅町三隅	正法寺
13	書跡	昭37. 6. 12	紙本墨書大般若経	三隅町芦谷	龍雲寺
14	古文書	平12. 3. 28	紙本著色石見国絵図	浜田郷土資料館	浜田市
15	考古資料	昭35. 9. 30	めんぐろ古墳出土品	治和町	個人
16	有形民俗	昭47. 7. 28	波佐の山村生活用具	金城町波佐	西中国山地民具を守る会
17	無形民俗	昭37. 6. 12	井野神楽	三隅町井野	井野神楽保持者会
18	無形民俗	昭39. 5. 26	有福神楽	下有福町	有福神楽保持者会
19	無形民俗	昭40. 4. 1	黒沢囃子田	三隅町黒沢	黒沢囃子田保存会
20	史跡	昭33. 8. 1	石見国分尼寺跡	国分町	国分寺
21	史跡	昭37. 6. 12	浜田城跡	殿町	浜田市
22	史跡	昭42. 5. 30	石見国分寺瓦窯跡	国分町	浜田市
23	天然記念	昭41. 5. 31	黄長石霞石玄武岩	長浜町・熱田町・内田町	個人
24	天然記念	昭47. 3. 31	常盤山の杉	金城町波佐	八幡宮
25	天然記念	昭47. 3. 31	長安本郷の八幡宮並木杉	弥栄町長安本郷	八幡宮

③ 浜田市指定文化財

番号	種別	指定年月日	名称	所在地	所有者
26	絵画	昭44. 11. 3	板絵著色瀬戸ヶ島捕鯨図	瀬戸ヶ島町	厳島神社
27	絵画	昭48. 5. 1	絹本著色石門源義頂相	清水町	洞泉寺
28	絵画	昭48. 5. 1	絹本著色仏涅槃図	周布町	浄琳寺
29	絵画	昭48. 5. 1	「無題」森脇 忠筆油絵麻布	黒川町	島根県立浜田高等学校同窓会
30	絵画	昭48. 5. 1	「無題」小林萬吾筆油絵麻布	世界こども美術館	浜田市
31	絵画	昭56. 3. 28	伝空海筆十三佛画幅	三隅町芦谷	龍雲寺
32	絵画	平14. 2. 22	紙本著色仏涅槃図	田町	龍泉寺
33	絵画	平14. 2. 22	船絵馬	瀬戸ヶ島町	厳島神社
34	彫刻	昭51. 3. 25	木造北白川宮能久親王殿下立像	浜田郷土資料館	浜田市
35	彫刻	平 7. 3. 28	木造阿弥陀如来坐像	三隅町芦谷	龍雲寺
36	彫刻	平 7. 3. 28	木造阿弥陀如来立像	三隅町湊浦	極楽寺
37	工芸品	昭44. 11. 3	脇差	久代町	石見安達美術館
38	工芸品	昭44. 11. 3	太刀	久代町	石見安達美術館
39	工芸品	昭48. 5. 1	太刀	殿町	浜田護国神社
40	工芸品	昭51. 3. 25	刀 4口	久代町	石見安達美術館
41	工芸品	昭56. 3. 28	古和三尊仏	三隅町上古和	個人
42	工芸品	平14. 2. 22	和船模型	瀬戸ヶ島町	厳島神社
43	工芸品	平14. 2. 22	鍔朱塗横矧菱綴二枚胴具足廻鉢兜付	世界こども美術館	浜田市
44	工芸品	平20. 7. 23	如来形懸仏	金城町今福	安楽寺
45	工芸品	平26. 9. 26	縹糸素掛威二枚胴具足総覆輪十二間筋兜七本篠垂	浜田郷土資料館	浜田市
46	書跡	昭48. 5. 1	紙本墨書大般若経	大辻町	宝福寺
47	書跡	昭56. 3. 28	紺紙金泥金剛経	三隅町芦谷	龍雲寺
48	典籍	昭44. 11. 3	紙本墨書藤井宗雄著書	治和町	個人
49	古文書	昭56. 3. 28	送り場古文書	三隅町岡見	個人
50	古文書	昭56. 3. 28	二宮神社古文書	三隅町三隅	二宮神社
51	古文書	平 7. 3. 28	諸国御客船帳	外ノ浦町	個人
52	古文書	平 9. 7. 11	石見国藩領絵図	高佐町	個人
53	古文書	平 9. 7. 11	浜田城下町鳥瞰絵図	高佐町	個人
54	古文書	平 9. 7. 11	浜田城下町方絵図	蛭子町	個人
55	古文書	平 9. 7. 11	自唐鐘浦至長浜浦海岸絵図	外ノ浦町	個人

番号	種別	指定年月日	名称	所在地	所有者
56	古文書	平14. 2. 22	諸国御客船帳	外ノ浦町	個人
57	古文書	平14. 2. 22	紙本墨書神楽台本	周布町	個人
58	古文書	平20. 7. 23	吉川元春・元長連署安堵状	金城町今福	安楽寺
59	考古資料	昭58. 12. 26	金田1号墳出土品	金城歴史民俗資料館	浜田市
60	考古資料	平 7. 3. 28	鰐石遺跡出土品	浜田郷土資料館	浜田市
61	考古資料	平 7. 3. 28	銅造誕生釈迦仏立像	浜田郷土資料館	浜田市
62	歴史資料	平 9. 7. 11	石見国天保国絵図懸紙改切絵図	浜田市郷土資料館	浜田市
63	歴史資料	平20. 7. 23	能海寛関係資料	金城町長田	個人
64	有形民俗	昭48. 5. 1	獅子頭	片庭町	個人
65	有形民俗	昭48. 5. 1	獅子頭	日脚町	天上岡八幡宮
66	有形民俗	平14. 2. 22	神楽木彫面	下有福町・上府町 佐野町・長浜町	有福神楽保持者会 石見神代神楽上府社中
67	史跡	昭44. 11. 3	片山古墳	下府町	個人
68	史跡	昭44. 11. 3	鷹巣城跡	周布町	個人
69	史跡	昭51. 3. 25	東海篠先生之墓	真光町	観音寺
70	史跡	昭51. 3. 25	日和山方角石	外ノ浦町	浜田市
71	史跡	昭56. 3. 28	正法寺奥の院	三隅町三隅	正法寺
72	史跡	昭56. 3. 28	笠取りの墓	三隅町黒沢	個人
73	史跡	昭56. 3. 28	大麻山神社道中石	三隅町東平原・室谷	個人
74	史跡	昭56. 3. 28	成田郷三角田記念碑	三隅町三隅	個人
75	史跡	昭56. 3. 28	寺尾用水隧道	三隅町井川	個人
76	史跡	昭56. 3. 28	廓英法師墓	三隅町三隅	個人
77	史跡	昭58. 12. 26	金田1号墳	金城町金田	個人
78	史跡	昭58. 12. 26	笠松峠の石畳路	金城町波佐	個人
79	史跡	昭62. 12. 18	波佐一本松城跡及び関連施設	金城町波佐	個人
80	史跡	平14. 2. 22	上条遺跡（城山銅鐸出土他）	上府町	個人
81	史跡	平26. 9. 26	浜田城裏門跡	殿町	個人
82	天然記念	昭44. 11. 3	ビロードシダ及び群生地	河内町	個人
83	天然記念	昭44. 11. 3	多陀寺のクスノキ	生湯町	多陀寺
84	天然記念	昭44. 11. 3	多陀寺のヒノキ	生湯町	多陀寺
85	天然記念	昭48. 5. 1	多陀寺のシイ・タブ林	生湯町	多陀寺
86	天然記念	昭48. 5. 1	伊甘神社のイチヨウ	下府町	伊甘神社

番号	種別	指定年月日	名称	所在地	所有者
87	天然記念	昭48. 5. 1	伊甘神社のムクノキ	下府町	伊甘神社
88	天然記念	平 5. 3. 31	金城の巨樹・銘木	金城町	個人他
89	天然記念	平 7. 3. 28	お葉付き銀杏	三隅町井野	個人
90	天然記念	平17. 9. 22	佐々木桜	三隅町三隅	個人
91	天然記念	平17. 9. 22	海老谷桜	三隅町向野田	個人

④ 登録文化財

番号	種別	指定年月日	名称	所在地	所有者
92		平 9. 5. 7	浜田市立第一中学校屋内運動場 (旧歩兵第二十一連隊雨覆練兵場)	黒川町	浜田市
93		平 9. 5. 7	島根県立浜田高等学校第二体育館 (旧歩兵第二十一連隊雨覆練兵場)	黒川町	島根県

12. その他

浜田市教育振興計画策定経過

平成27年11月18日	第1回浜田市教育振興計画審議会開催 (諮問、計画(案)検討)
12月16日	第2回浜田市教育振興計画審議会開催 (計画(案)検討)
平成28年1月12日	パブリックコメント募集(～2月12日)
2月16日	第3回浜田市教育振興計画審議会開催 (計画(答申案)最終検討) 答申

浜田市教育振興計画審議会委員名簿

(順不同、敬称略)

選出区分	氏名	備考
識見者	富金原 完	社会教育委員の会
識見者	◎岡本 修治	浜田市公民館連絡協議会
識見者	木村 豪成	浜田市民生児童委員協議会
識見者	西井 久美子	浜田人権擁護委員協議会
識見者	○山崎 晃	浜田市文化協会
識見者	渡邊 哲彦	浜田市体育協会
識見者	隅田 正三	浜田市文化財審議会
公共的団体役職員	岡田 昭二	浜田商工会議所
公共的団体役職員	下岡 正宗	浜田市PTA連合会
公共的団体役職員	石井 義美	浜田市校長会
公共的団体役職員	吉田 英昭	浜田市校長会
公共的団体役職員	柿谷 博行	浜田市園長会
その他特に必要と認める者	濱浦 恭子	女性ネットワーク
その他特に必要と認める者	三浦 美穂	学校評議員
その他特に必要と認める者	平田 雅子	学校評議員

◎会長 ○副会長

浜田市教育振興計画
(平成 28 年度～平成 33 年度)

平成 28 年 3 月 発行

浜田市教育委員会 教育総務課総務企画係

〒697-8501 島根県浜田市殿町 1 番地

TEL 0855-25-9700 (直通)

0855-22-2612 (代表) 内線 454

FAX 0855-22-5090

E-mail : kyouikusoumu@city.hamada.shimane.jp